

博物館部会（第 1 期・第 3 回）  
学芸員養成制度に関する議論（概要）

（主なコメント）

- ・ 館の規模ごとに、また学芸員共通に求められる資質能力とは何か。  
（館の規模等に応じた実習内容の設定、あるいは自由裁量の必要性）
- ・ 現場の学芸員に対するキャリアや再教育の必要性。
- ・ 大学院における養成についてどのように考えるか。
- ・ 博物館実習における館と大学の連携・協力の必要性。
- ・ 職員が研修に出ている際の後補足的支援の必要性。
- ・ 館長なども含めて組織全体のことも考えるべきではないか。  
（館長が専門家でなく、自館に責任を持たない名誉館長的な人も多いのは問題）

（浜田委員報告）

○ 博物館学芸員養成の現状・課題

- ・ 学芸員の非正規雇用・任期制の増加 → 身分不安定、ノウハウの蓄積も困難。
- ・ 博物館・学芸員の社会的認知度が低い。
- ・ 実習生受け入れ館園の常勤学芸員数が少ない。（3名以下が過半数）
- ・ 実習を指導する職員数が少ない。（1人～3名で対応している館が6割以上）
- ・ 実習を指導する職員の専門性が課題（1割が無資格者）
- ・ 学芸員の専門性が十分に確保されていない。
- ・ 学芸員の現場の様子と高度化論議にミスマッチがあるのではないか。
  - ・ 大規模博物館（特に県立・政令市クラス）：学術研究能力等の専門性が重視  
（修士・博士の保有者が優先されて採用される傾向が強い）
  - ・ 大多数を占める小規模館（市町村立クラス）：浅くとも幅広い知識・スキルを持つ人材登用、学部卒者を希望、博士の処遇に困惑
  - ・ 両者に共通して必要な資質：市民とコミュニケーションのとれる人材、人間性・社会性＋モノの研究が出来る素養

○ 提案

・ 学芸員登用の基礎資格

大学院修士・博士修了 → 一種学芸員（中央館業務に従事が可能）

学部卒 → 二種学芸員（地域館業務に従事が可能）

短大卒 → 三種学芸員（案内・解説業務に従事が可能）

と修了レベルに応じた役割・資格を付与してはどうか。

ただし、実績や勤務経験、研修制度によりキャリアアップすることを可能とする。

- ・ 教職大学院のような、学芸員のための専門職大学院を設置したり、国立文化財機構や国立美術館機構等が中心となり、実務重視の形で「認証学芸員」制度のような制度を作ってはどうか。

(高田委員報告)

○ 博物館実習ガイドラインについて

- ・ 大学と博物館の連携・協力が不十分。  
(例) 大学側から希望する実習内容・学生のこれまでの学習内容・進捗・進路等が十分に示されない、博物館側から実習受け入れ内容が示されていない、館側が3単位相当の科目であることを知らない(大学側が実習の位置づけを十分に説明できていない)等
- ・ 博物館側の受入れ体制が不十分。(人材不足)

○ 学芸員養成制度改革の観点

(大学側)

- ・ 教員の確保：学内教員の限界、多様な学外教員の確保を容易に。
- ・ 学外実習地の確保と質の向上：学内教員の地道な人脈開拓、博物館との情報交流の場。
- ・ 教育指導方針：博物館理解教育と位置付ける。博物館に就職後に正規の学芸員に育成。
- ・ 学内実習の質の向上：実習室の充実と学外講師の充実。学外講師の人材センターを。

(博物館側)

- ・ 博物館実習指導：人材育成機関としての自覚を持つ。
- ・ 学芸員の採用：大学教育では広く浅く学んでいる学生であると理解。
- ・ 学芸員の育成：学芸員は採用後に専門性を育成する。学芸員養成の場に積極的に派遣。一定期間の博物館同士の異業種人事交流制度も。学芸員は研究者としてだけでなく教育者であると理解する育成を。
- ・ 博物館の経営：非常勤や年限契約は避け常勤化する。雇用の見直し。

(国)

- ・ 学芸員養成：大学の教科・単位は維持しながら、実習重視に転換してはどうか。教員確保の人材センターを創設してはどうか。
- ・ 多様な博物館との交流や講座、ワークショップ等の充実と継続。

## －大学における学芸員養成課程について－

### 学芸員資格取得が可能な大学

○ 302大学【令和2年4月1日時点】

⇒ 4年制大学…295大学（国立：57校、公立：21校、私立：217校）

⇒ 短期大学…… 7大学（公立：1校、私立：6校）

＜参考：（文科省委託）平成20年度大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査報告書より＞

**大学における学芸員資格取得者数**※学芸員資格取得が可能な大学322大学を対象に調査。回答回収率85.7%

平成17年度	平成18年度	平成19年度
9,663人	9,451人	8,588人

基礎  
データ

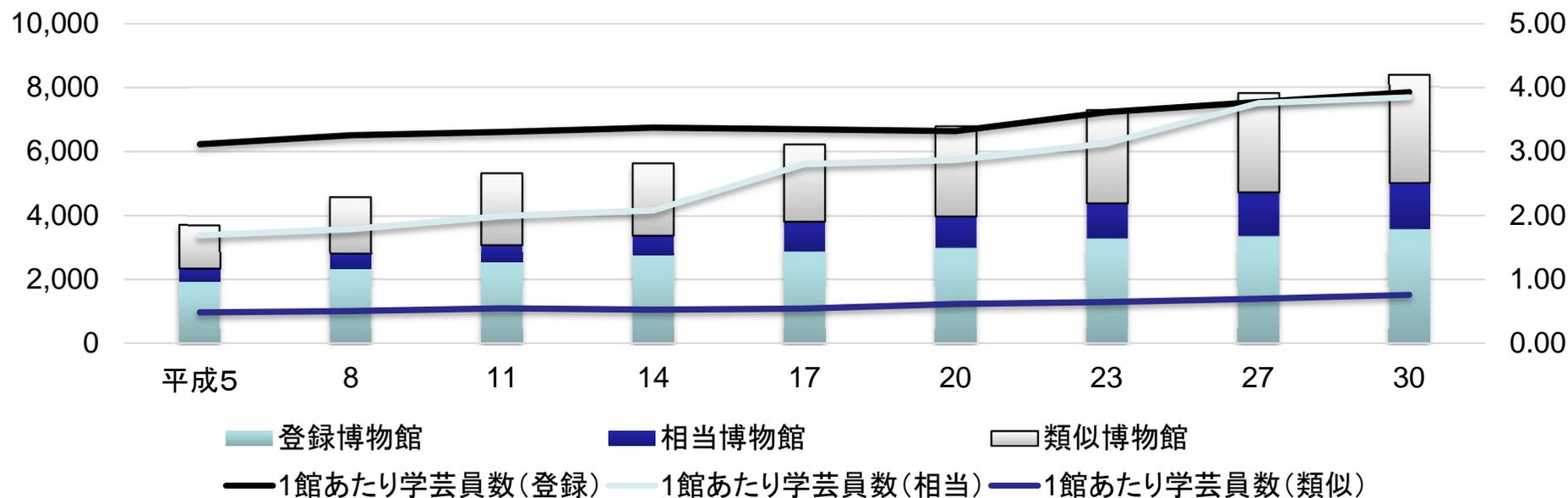
### 学芸員資格認定試験による合格者

試験認定 (全科目免除を含む)	出願者	合格者 (科目合格者を含む)
令和元年度	109名	86名 (78.6%)
平成30年度	107名	82名 (76.6%)
平成29年度	92名	40名 (43.5%)

審査認定	出願者	合格者	合格率
令和元年度	44名	19名	43.2%
平成30年度	40名	22名	55.0%
平成29年度	54名	21名	38.9%

# 令和元年度博物館の機能強化に関する調査報告概要 —大学における学芸員養成課程について—

## 学芸員数の推移及び一館当たり人数（平成30年度文部科学省社会教育調査報告書）



区分	平成5	8	11	14	17	20	23	27	30
学芸員数									
登録博物館	1,929	2,328	2,544	2,766	2,898	3,012	3,304	3,381	<b>3,593</b>
相当博物館	409	483	550	627	929	978	1,092	1,357	<b>1,432</b>
類似博物館	1,373	1,778	2,234	2,243	2,397	2,796	2,897	3,083	<b>3,378</b>
1館当たり学芸員数									
登録博物館	3.12	3.26	3.31	3.38	3.35	3.33	3.62	3.78	<b>3.93</b>
相当博物館	1.69	1.79	1.99	2.08	2.81	2.88	3.13	3.76	<b>3.85</b>
類似博物館	0.48	0.5	0.55	0.54	0.54	0.62	0.65	0.70	<b>0.76</b>

## 調査【1】

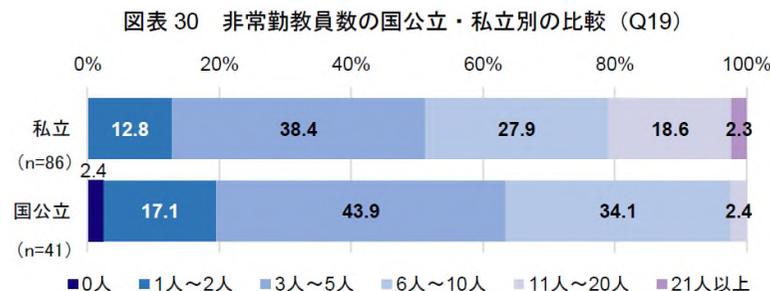
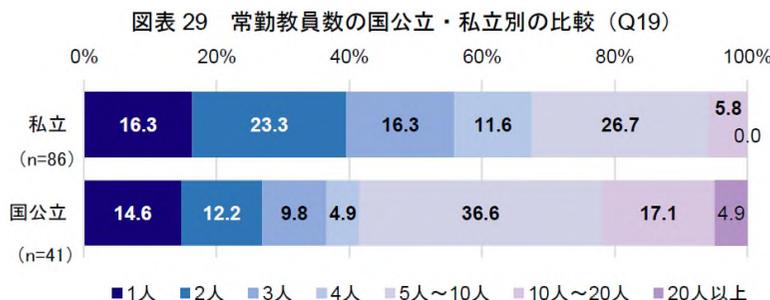
### Webアンケート調査

- 調査対象：文化庁webサイト「学芸員養成課程開講大学一覧」のうち、課程廃止が確認されたものを除く299校
- 有効回答：127件（42%）※国公立41件、私立86件

## 養成課程に関わる職員数（常勤・非常勤）

常勤	n = 127	%、人
全体	127	100.0
平均値		5.25

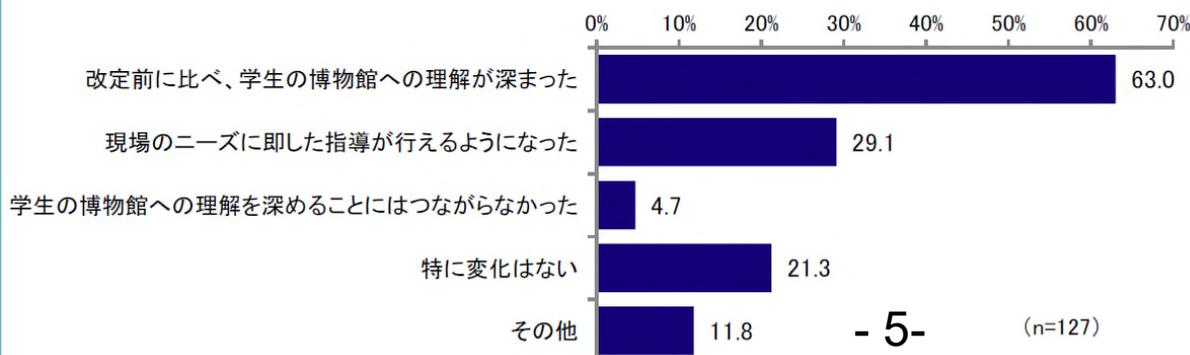
非常勤	n = 127	%、人
全体	127	100.0
平均値		6.41



○養成課程に関わる教員数は、常勤：平均5.25人  
非常勤：平均6.41人

○私立の方が常勤教員が少なく、非常勤教員が多い大学が多い

## 単位数増加の教育への影響（平成24年度から8科目12単位→9科目19単位に増加）

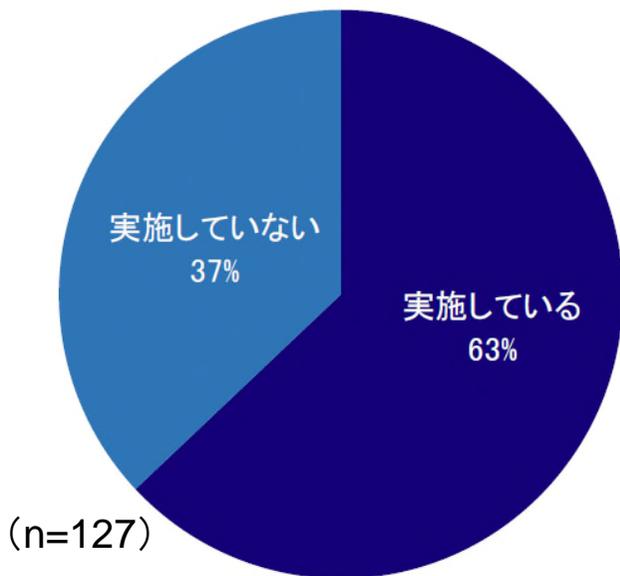


○「学生の博物館への理解が深まった」：63.0%という改善効果を認識する回答が多数

○「現場のニーズに即した指導が行えるようになった」：29.1%という回答が3割弱である一方、「特に変化はない」：21.3%といった回答が2割強

## 養成課程における新規分野との連携

図表 18 新規分野との連携に関する取組 (Q12)



○約6割(63%)の大学が、博物館と観光やまちづくり、福祉分野等との連携について、学芸員養成課程における取組を実施

○具体的な取組内容は、講義での紹介が最多であるが、学外機関と連携し博物館実習に観光などのテーマを組み入れる、学外施設での実習や社会活動に取り組むなど、より踏み込んだ取組事例もあり

### ◆新規分野

博物館と観光やまちづくり、福祉等、これまでの博物館と関係性が強固ではなかった分野との連携。

<参考>文化芸術基本法(平成29年6月施行)【抄】

第二条 10 (前略)文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

分野	まちづくり・地域連携	観光	福祉	環境・自然	学校教育
回答数	40	17	8	3	1

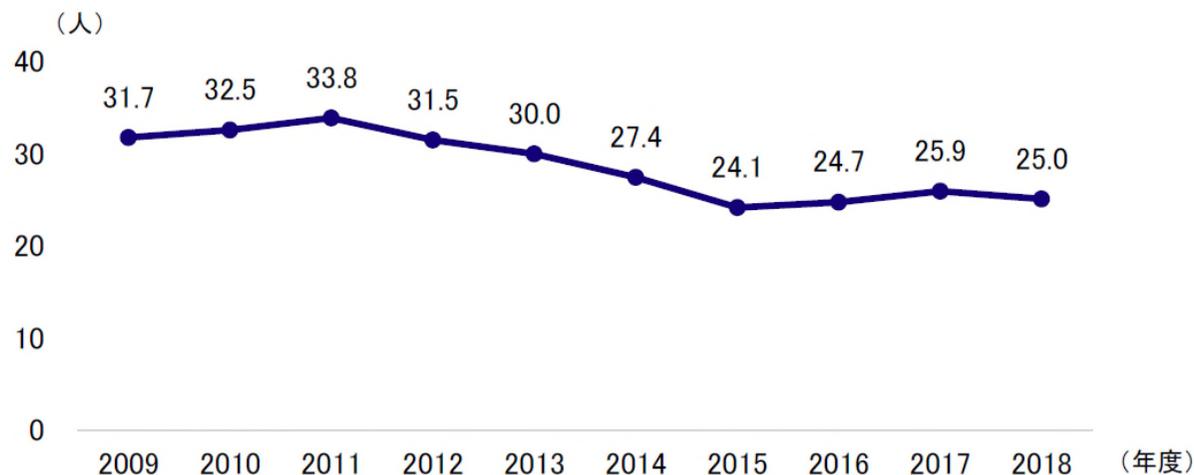
図表 19 新規分野との連携に関する取組の手法及び連携分野 (Q12 自由回答)

手法	講義での紹介	実習での紹介・体験	学外機関との連携	学生等による社会活動	学外関連施設での実習・体験など	学外関連施設見学	大学博物館との連携	詳細不明・未実施など
回答数	52	19	18	15	14	10	4	4

(n=80、カテゴリーは重複あり)

## 1 大学ごとの資格取得者数平均値の推移

図表 35 学芸員資格取得者数平均値 (Q15) (2009～2018 年度)



○直近10年 (2009 (H21) ~ 2018 (H30) 年度) における1大学ごとの学芸員資格取得者数の平均値は、2012 (H24) 年度まで30人超

○その後2015 (H27) 年度の24.1人まで減少が続き、以降は25人前後で一応の安定状況

## 1 大学ごとの博物館関係への就職者数推移

【博物館等関連施設就職者数 (2016～2018 年度)】



○博物館等関連施設への就職者数は、平均すると各大学1人に達しない

○同期間の1大学ごとの資格取得者数が、平均25人程度であることと比較しても、資格取得後の博物館関連就職は極めて狭き門

## 調査【2】

有識者への訪問ヒアリング調査及びメールアンケート調査

- 調査対象：ヒアリング（調査委員会における推薦）：10名、メールアンケート：44名
- 調査対象者属性：博物館長、学芸員、大学教員 等

## 博物館の果たすべき役割

### 基本機能の重要性

- 博物館の基本機能（文化財等の資料の「調査・研究」、「収集・保存」、「教育・展示」）を最も重視すべきといった指摘が多数。
- 近年博物館には、まちづくりや観光・福祉連携など「新たな社会的役割」が期待されているが、博物館がそれらの新たな役割を果たすためにも、本来の役割である基本機能の発揮が前提。

### 地域連携

- 基本機能に加え、博物館が立地する地域との連携や、地域住民への価値の還元を重視。
- 地域の人々が博物館資料を学ぶことを通じ、地域の課題に当事者意識を持つ必要がある。

### 観光連携

- 博物館単体ではなく、上記の博物館の基本機能を発揮する中で、文化財を観光資源として生かし、他地域との差別化を図る。
- 博物館は、基本機能の発揮を通じ、地域と旅行者をつなぎ、域内の観光資源を周知する「ビジターセンター」のような地域の観光資源と訪問客を「つなぐ」役割を果たす。
- 基本機能の中でも特に、資料保存と文化財などの公開・展示との両立が必要。
- 外国人観光客に対応するためには、多言語対応が必要であるが、現状は不十分。

## 調査結果概要

#### 学芸員の役割

##### 学芸業務において役割を発揮することが前提

- 学芸員には調査研究を始めとする専門スキルが求められ、それらは大学の学芸員養成課程で磨かれるべき。
- 博物館が生み出した価値を社会に還元するためには、研究スキルに加え、教育・普及に資するスキルが重要。

##### 地域との連携・地域住民への価値の還元が重要

- 「地域住民とともに活動しながら研究で得られた成果を還元」、「地域とのネットワーク構築」、「地域の博物館同士の連携促進」など、学芸員には「地域と関わり、地域に価値を還元する」ことが求められている。
- 地域との連携は、地域に密着した市町村レベルの学芸員において特に求められるもの。

##### 博物館運営能力の必要性

- 「館を訪れた人をもてなす対人関係能力」、「博物館の運営に係る経営や事務スキル」など、博物館の運営等の経営管理や来館者業務に関するスキルも重要。
- 経営管理に関する役割は、本来学芸員以外の専門的スキルを持つ職員が配置されるべきだが、財政的余力がないため、学芸員が経営スキルを身に着けざるを得ない。

##### 観光資源化による学芸員の負担増

- 学芸員の業務は多岐に渡るため、博物館の観光資源化は学芸員の負担を大きくする。
- 学芸員資格がなくとも観光振興を担う専門職の新たな設置や、学芸員養成課程に博物館と観光との関わり方に関する科目を設置し、観光に対する学芸員の理解の深化を図るべき。

##### S N S等を通じた広報活動

- 博物館情報を対外発信するツールとして、S N S等を利用した若年層を含めた広報が必要。
- 情報の提示は画像や動画、資料の解説も含めたコンテンツが有効。

## 学芸員養成課程

### 学びの内容

- 地域との関わりが重要であり、地域と博物館の関りを学ぶことが出来るような科目を設置すべき。
- また、博物館の成果を社会に還元していくための方法論や観光振興のために必要な発掘・調査研究のスキルを教示すべき。
- 現場での専門技能より、教養的な基礎能力を重視。博物館理論や哲学的思想、リベラルアーツを身につける。
- 目指すべき学芸員像や必要科目・学習内容のガイドライン、学芸員のキャリアパスの明確化。
- 従来の知識伝達型ではなく、アクティブ・ラーニングを通じた学生の主体的な学びを促す。

### 博物館実習

- 大学と実習現場の連携強化。
- 実習先や実習期間等について、博物館実習のガイドラインを明確にすべき。
- 実習期間について、「長期化し現場ニーズに基づいた教育をすべき」とする意見がある一方、「就職の保証がない中での長期化は難しい」とする意見もあり。
- 実習内容については、地域交流を通じた『コーディネート力』、事前の学内実習の義務付け、実習においても技術に留まらない基礎教養の習得等、その充実を求める意見があった。
- 実習に対する学生の意識の希薄さ、実習先とほぼ関わりのない学生の申込みなどを問題視。

## 学芸員養成課程

### 教育体制

- 現場職員が養成課程を担当することについては、「負担が大きい」、「ベテランや管理職が身に付けてきた技術や知識を教えている」等、批判的な意見多数。
- 博物館学の専任教員を必置とすべき。
- 4年制大学と短期大学、都市部と地方部、教員の専門分野によって指導内容の質が異なるなどの意見。
- 地域・現場と連携した実践的な指導が必要。

### 資格付与の在り方

- 大学卒と大学院卒、専門分化、実務経験に応じた資格付与といった観点から、資格の分化・階層化を促すべき。

### 前回改定の振り返り

- 科目数増加や科目内容の明確化は高い評価であった一方、科目によっては1単位講義、1単位演習とするなど、さらなる工夫を求めるとの意見あり。

### その他

- 養成課程は実際に博物館資料を扱う実習ができる環境を整備している大学・学科に限定するべきとの意見あり。
- 学芸員就職者が少ないことについては、「文化に明るい市民的教養を身に着けた学生の輩出」、「安易に専門職養成だけを期待するのは望ましくない」といった意見がある一方、「就職者数の低さから、大学側が進路指導と資格取得プロセスの教示を強化すべき」、「より高い専門性を求める学生に対しては、専門職養成課程を設置することも視野に入れるべき」等、現状の養成課程が必ずしも専門性を持った学芸員の排出に繋がっていないとする意見もあり。
- 今後はオンラインでの講義科目を設置する等、新たな講義形式を検討すべき。

# **(参考資料)**

# 博物館制度改正の経緯（1/4）

昭和26年12月 博物館法公布

昭和27年2月 博物館法施行

昭和27年8月 日本赤十字社法

- 博物館の設置者に日本赤十字社を追加

**昭和30年7月 博物館法の一部を改正する法律**

- **「人文科学学芸員」「自然科学学芸員」の区分を廃止**
- 博物館相当施設の規定（第29条）を追加

昭和34年4月 社会教育法の一部を改正する法律

- 博物館に関する国の補助は、「補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和29年法律第129号）」により、いずれも施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部に限定されていたが、これを恒常化するための法改正

昭和46年6月 許可・認可等の整理に関する法律

- 従来文部大臣が行ってきた都道府県所管の博物館相当施設の指定を、国が設置する施設を除き、都道府県教育委員会に移譲

昭和48年 公立博物館の設置及び運営に関する基準

昭和58年5月 博物館法施行規則の一部改正

- 文部大臣又は都道府県教育委員会が行う博物館相当施設の指定及び指定の取り消しに伴う官報公告を廃止。

## 博物館制度改正の経緯（2/4）

昭和58年12月 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

- 「国立博物館、国立科学博物館」を「博物館と同一の目的を有する国の施設」に改正

昭和61年12月 日本国有鉄道改革法等施行法

- 博物館資料の輸送費及び料金の割引に関する条文を削除

平成5年11月 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

- 登録の取消に係る陳述の機会に関する規定を削除

### 平成8年 博物館法第5条第2項の規定により学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を指定する告示

平成9年6月 私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に係る基準の告示

- 私立博物館において青少年を対象とした事業等への積極的な取組を促進するため、望ましい基準を定めるとともに、期待される取組を示した。
- 基準に合致する私立博物館の業務を行うことを主たる目的とする民法法人は、法人税法等に規定する要件を満たした場合に新たに特定公益増進法人として税制優遇措置の対象となる。

平成9年 公立社会教育施設整備費補助金については、平成9年度限りで施設整備に関する補助制度を廃止し、地方財政措置により対応。

### 平成10年 「昭和48年 公立博物館の設置及び運営に関する基準」における学芸員等の人数規定削除

平成11年7月 地方分権の推進を図るための関係法律の整理等に関する法律

- 登録博物館に関する都道府県教育委員会の文部大臣に対する報告義務に関する条文を削除

## 博物館制度改正の経緯（3/4）

平成14年8月 私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準の一部改正

- 週に1回以上は、児童・生徒の入場を無料にする等の措置を、青少年、親子等の私立博物館の李由生に対する優遇措置の例として示した

平成15年 公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準

平成18年6月 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- 「民法第34条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改正

平成18年 教育基本法改正

平成18年9月 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議設置。審議事項は以下のとおり。

- (1) 博物館法の博物館について、
- (2) 博物館登録制度の在り方等、博物館評価について、
- (3) 学芸員資格制度の在り方について、
- (4) その他

平成19年3月 新しい時代の博物館制度の在り方について（中間まとめ）において、新しい学芸員制度のイメージを答申。

平成19年6月 新しい時代の博物館制度の在り方について（報告）にて、学芸員養成の充実方策について答申。

# 博物館制度改正の経緯（4/4）

平成20年 博物館法改正

- 博物館が行う事業に、学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業を追加
- 博物館は、運営状況に関する評価及び改善な旅に地域住民等に対する情報提供に努めることを追加
- **文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員等の研修を行うよう努めることを追加**
- **社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるようにした**

平成21年 博物館法施行規則の改正（平成24年4月施行）

- **学芸員になるための資格取得方法のひとつである「博物館に関する科目の単位」に関する改正**

平成23年 博物館の設置及び運営上の望ましい基準

- **博物館法第8条の規定に基づき、告示を全部改正。**

平成27年4月 博物館法施行規則及び社会教育調査規則の一部改正の施行

- 博物館相当施設の指定手続を定める規定及び社会教育調査規則で定める博物館相当施設の定義を定める規定において、当該指定を行う主体に、指定都市の教育委員会を追加

平成27年4月 学芸員補の職と同等以上の職の指定の一部改正の施行

- **幼保連携型認定こども園において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職を追加**

# 基礎データ

# 博物館法における学芸員・職員に関する記載

条文の内容は読みやすいように適宜改めた。

## 【総論】

第1条 この法律は、社会教育法の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

第2条 この法律の「博物館」は、以下①②を満たすもの。

- ①歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて、これらの資料の調査研究をすることを目的とする機関
- ②このうち、地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人又は政令で定める法人（独立行政法人を除く。）が設置するもので登録を受けたもの

第3条 博物館は、おおむね次に掲げる事業を行う。

- ① 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示する。
- ② 博物館資料を博物館外で展示する。
- ③ 一般公衆に、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行う。
- ④ 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- ⑤ 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行う。
- ⑥ 博物館資料に関する報告書等を作成、頒布する。
- ⑦ 博物館資料に関する講演会等を主催する。
- ⑧ 博物館の所在地又はその周辺にある文化財の解説書、目録を作成する等一般公衆の文化財の利用の便を図る。
- ⑨ 社会教育における学習成果を活用して行う教育活動を行う。
- ⑩ 他の博物館等と緊密に連絡・協力し、博物館資料の相互貸借等を行う。
- ⑪ 教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助する。

## 【職員に関すること】

第4条 博物館に、館長を置く。館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

博物館に、専門的職員として学芸員を置く。学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他関連事業の専門的事項をつかさどる。

博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- ① 学士の学位を有する者で、博物館に関する科目19単位を修得したもの
- ② 大学に2年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得し、3年以上学芸員補の職にあったもの
- ③ 文部科学大臣が、前①②と同等以上の学力・経験を有すると認めたる者

## 【博物館の運営】

第8条 文部科学大臣は、博物館の設置・運営上望ましい基準を定める。

第9条 博物館は、運営状況の評価を行い、その結果に基づき博物館の運営の改善に必要な措置に努める。

第9条の2 博物館は、運営の状況に関する情報を積極的に提供しよう努める。

## 【登録】

第10条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、都道府県の教育委員会（指定都市の教育委員会を含む）に登録を受ける。

第12条 都道府県の教育委員会は、登録の申請があった場合、審査する。

- ① 博物館資料があること。
- ② 学芸員その他の職員を有すること。
- ③ 建物及び土地があること。
- ④ 一年を通じて150日以上開館すること。

## 【公立博物館】

第19条 公立博物館は、地方公共団体の教育委員会（又は地方公共団体の長）の所管に属する。

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に意見を述べる。

第23条 公立博物館は、入館料その他対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営にやむを得ない事情のある場合、必要な対価を徴収できる。

## 【私立博物館】

第27条 都道府県の教育委員会は、指導資料の作成・調査研究のため、私立博物館に必要な報告を求めることができる。都道府県の教育委員会は、私立博物館に、求めに応じて、専門的、技術的な指導・助言ができる。

第28条 国・地方公共団体は、私立博物館に、求めに応じて、必要な物資の確保につき援助ができる。

## 【博物館相当施設】

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、

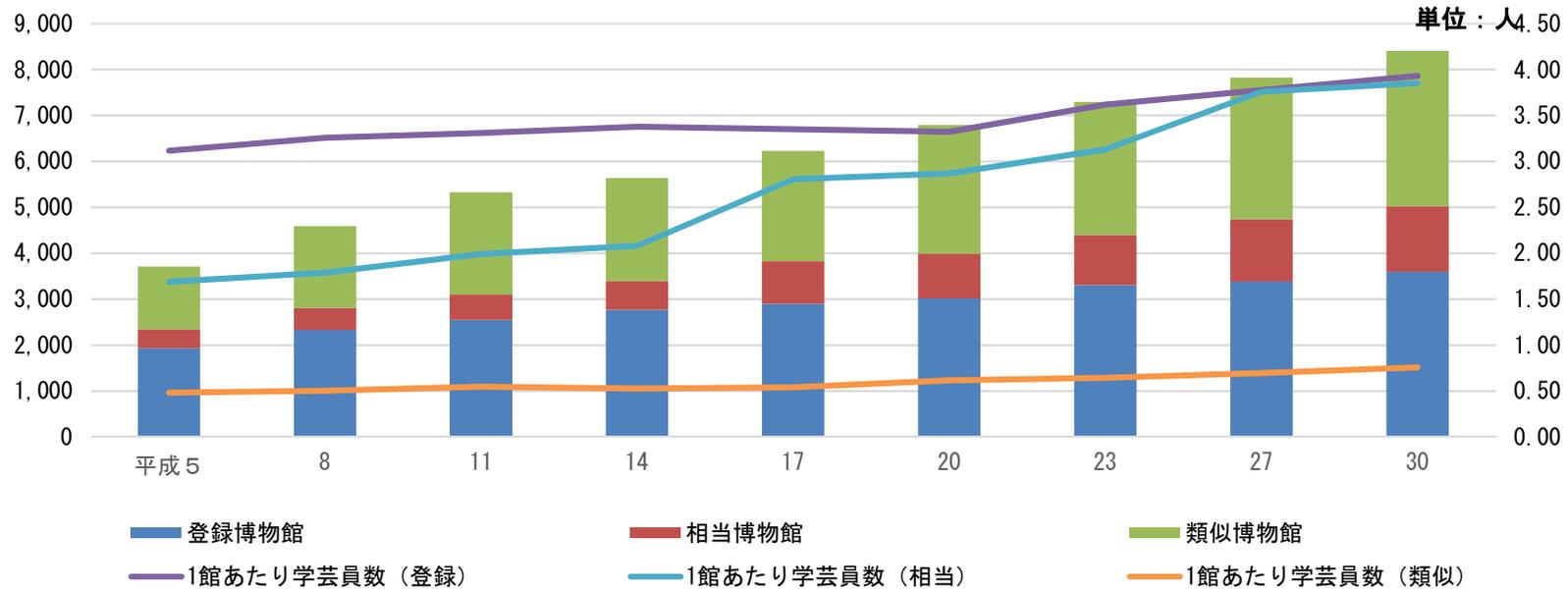
- ① 国又は独立行政法人が設置する施設にあっては文部科学大臣が、
- ② その他の施設は都道府県の教育委員会（指定都市の教育委員会を含む）が、博物館相当施設として指定したものについて、第27条第2項の規定を準用する。（→指定要件は①資料を整備している、②専用の施設及び設備を有する、③学芸員に相当する職員がいる、④一般公衆の利用のために施設・設備を公開する、⑤一年を通じて100日以上開館する）

## 登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設における学芸員等の配置要件

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
博物館法	法 2, 4, 10~16, 18, 19 条	法 29 条	なし
定義	都道府県教委又は指定都市教委の登録審査を受けた館	国・都道府県・指定都市教委が、登録館に類する事業を行う施設として指定した館	登録・相当施設以外で、社会教育調査上把握している館
登録要件 (設置主体)	教育委員会、首長部局 一般社団、財団法人、宗教法人 等	制限なし	制限なし
登録要件 (その他)	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 等	学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 等	制限なし
登録・指定主体	都道府県教委、指定都市教委	国、都道府県教委、指定都市教委	制限なし
館数 (H30.10現在)	914 (15.9%)	372 (6.5%)	4,452 (77.6%)
設置者別内訳	公立 606、私立 308	国立 30、公立 179、私立 163	国立 198、公立 3,542、私立 712
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標本等として用いる物品を輸入又は寄贈された場合、関税免除。 <small>(関定率法 第15条、同施行令 第17条)</small></li> <li>○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能。 <small>(美術品公開促進法 第2条)</small></li> <li>○美術品補償制度の制度利用に基づき、一定条件の展覧会について、海外から借用する美術品の損害保険の負担軽減が可能。 <small>(展覧会における美術品損害の補償に関する法律)</small></li> <li>○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能。 <small>(種の保存法 第12条第1項第9号、第48条の10)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地等の譲渡を受けた場合、譲渡者に所得税の特別控除有。 <small>(租税特措法 第33条他)</small></li> </ul> </li> <li>○施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮。 <small>(土地区画整理法 第95条)</small></li> <li>○激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助。【公立のみ】 <small>(激甚法 第16条)</small></li> <li>○設置主体の公益法人の認定が可能。【私立のみ】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法等の優遇が適用</li> <li>・施設の新増改築の費用に充てるために行う募金について、指定寄附金の適用が可能</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能。</li> <li>○美術品補償制度の制度利用に基づき、一定条件の展覧会について、海外から借用する美術品の損害保険の負担軽減が可能。 <small>(展覧会における美術品損害の補償に関する法律)</small></li> <li>○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能。</li> <li>○施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮。</li> <li>○激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助。【公立のみ】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登録・相当と同等レベルの施設の場合、激甚災害からの復旧工事費等への2/3補助。【公立のみ】</li> </ul>

# 学芸員数の推移及び一館当たり人数

文部科学省社会教育調査報告書



区分	平成5	8	11	14	17	20	23	27	30
学芸員数									
登録博物館	1,929	2,328	2,544	2,766	2,898	3,012	3,304	3,381	<b>3,593</b>
相当博物館	409	483	550	627	929	978	1,092	1,357	<b>1,432</b>
類似博物館	1,373	1,778	2,234	2,243	2,397	2,796	2,897	3,083	<b>3,378</b>
1館当たり学芸員数									
登録博物館	3.12	3.26	3.31	3.38	3.35	3.33	3.62	3.78	<b>3.93</b>
相当博物館	1.69	1.79	1.99	2.08	2.81	2.88	3.13	3.76	<b>3.85</b>
類似博物館	0.48	0.5	0.55	0.53	0.54	0.62	0.65	0.70	<b>0.76</b>

## 博物館関係職員数の推移

表－7 職員数（全体／時系列比較）

		平成9年		平成16年		平成20年		平成25年		
		N=		N=		N=		N=		
館長	常勤館長総数	1,891	1,056人	2,030	1,133人	2,257	1,285人	2,258	1,219人	
	館長が常勤している館の割合		55.8%		55.8%		56.9%		54.0%	
常勤職員	常勤職員のある館の割合	1,654	92.6%	1,997	86.9%	2,089	82.0%	2,161	83.4%	
	常勤職員総数(館長を除く)	1,654	13,178人	1,997	13,592人	2,089	13,784人	2,161	13,665人	
	内訳		副館長		531人		571人		607人	578人
			学芸系職員総数		4,494人		4,591人		4,914人	4,634人
			事務・管理系職員総数		4,936人		5,208人		4,703人	3,624人
			学芸・事務管理系職員		3,216人		3,222人		3,560人	4,829人
	1館当たりの常勤職員数(館長を除く／平均)			7.97人		6.80人		6.60人		6.32人
	内訳	副館長	1,654	0.32人	1,997	0.29人	2,089	0.29人	2,161	0.27人
		学芸系職員		2.72人		2.30人		2.35人		2.14人
		事務・管理系職員		2.98人		2.61人		2.25人		1.68人
		学芸・事務管理系職員		1.94人		1.61人		1.70人		2.23人
非常勤職員	非常勤職員のある館の割合	1,654	41.9%	1,997	46.4%	2,089	53.0%	2,161	53.9%	
	非常勤職員総数	1,654	2,802人	1,997	3,732人	2,089	4,466人	2,161	5,185人	
	内訳		副館長		100人		81人		140人	98人
			学芸系職員総数		933人		1,131人		1,410人	1,364人
			事務・管理系職員総数		1,104人		1,688人		1,838人	1,571人
			学芸・事務管理系職員		665人		832人		1,078人	2,152人
	1館当たりの非常勤職員数(館長を除く／平均)			1.69人		1.87人		2.14人		2.40人
	内訳	副館長	1,654	0.06人	1,997	0.04人	2,089	0.07人	2,161	0.05人
		学芸系職員		0.56人		0.57人		0.67人		0.63人
		事務・管理系職員		0.67人		0.85人		0.88人		0.73人
学芸・事務管理系職員		0.40人		0.42人		0.52人		1.00人		

平成29年3月 日本博物館協会『日本の博物館総合調査研究報告書』p10より

# 博物館における様々な課題

○ 自館における課題として、「ICTを利用した新展示方法のみ導入」「財政面の厳しさ」「施設設備の老朽化」「職員不足」を挙げる館の割合が多い。財政面・人材面・施設面等、多角的な解決策が必要。

表13-1-2 自館の問題点〔館種別〕 (％)

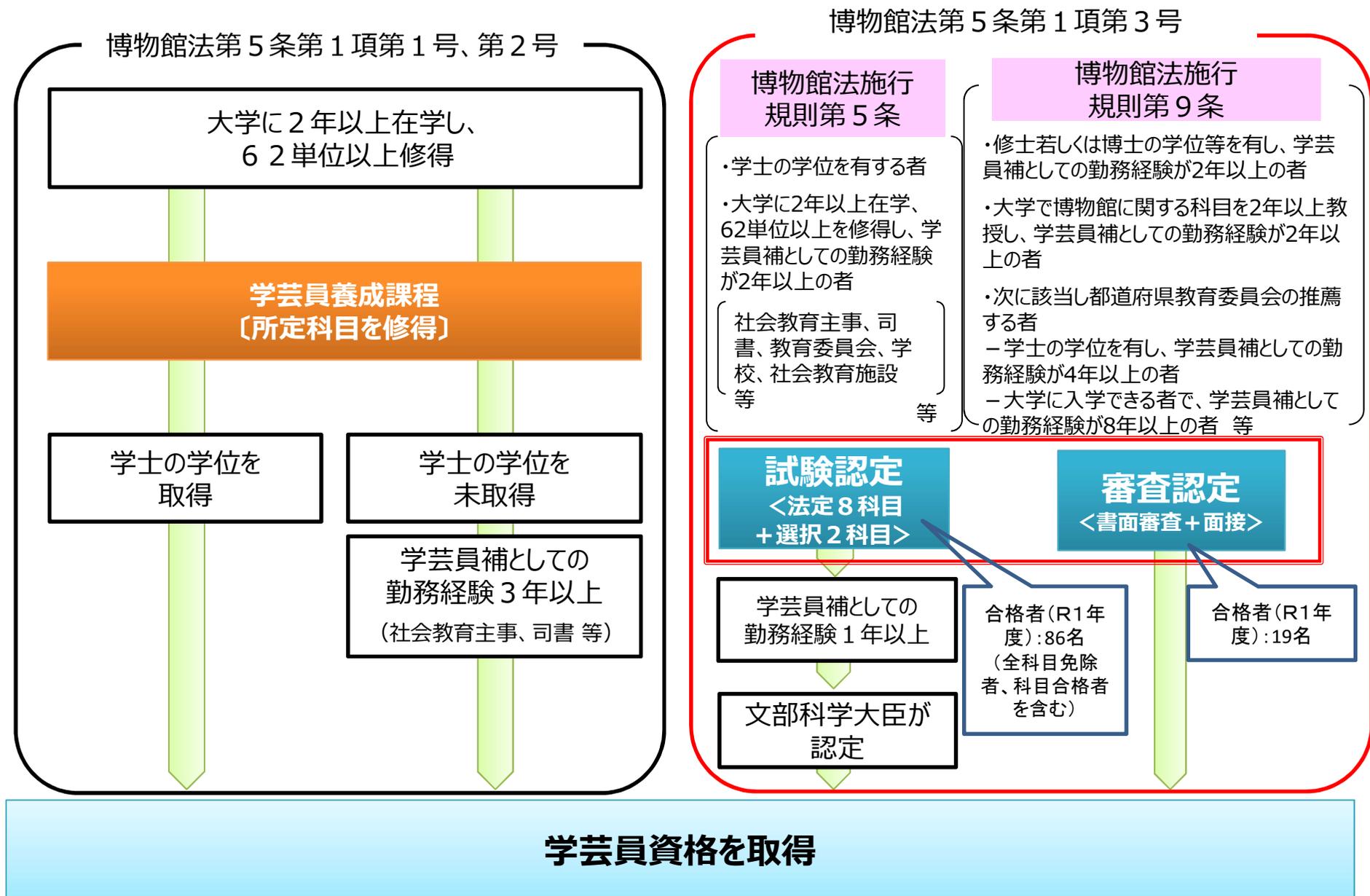
館種 順位	総合	郷土	美術	歴史	自然史	理工	動物園	水族館	植物園	動水植
1	ICTを利用した新展示方法の未導入 90.8	ICTを利用した新展示方法の未導入 85.6	財政面の厳しい状況 80.5	ICTを利用した新展示方法の未導入 82.8	財政面の厳しい状況 80.4	施設設備の老朽化 75.7	施設設備の老朽化 83.7	施設設備の老朽化 66.0	財政面の厳しい状況 82.5	施設設備の老朽化 83.3
2	財政面の厳しい状況 87.2	財政面の厳しい状況 83.5	ICTを利用した新展示方法の未導入 80.1	財政面の厳しい状況 79.7	ICTを利用した新展示方法の未導入 76.1	財政面の厳しい状況 75.7	財政面の厳しい状況 83.7	職員不足 62.3	施設設備の老朽化 70.0	資料・資料目録のデジタル化が不十分 75.0
3	施設設備の老朽化 83.5	資料・資料目録のデジタル化が不十分 80.0	調査研究活動が不十分 71.9	資料・資料目録のデジタル化が不十分 74.3	職員不足 73.9	常設展示の更新が不十分 74.8	職員不足 76.7	施設が手狭 58.5	職員不足 67.5	施設が手狭 66.7
4	資料・資料目録のデジタル化が不十分 82.6	常設展示の更新が不十分 76.8	入館者の確保が不十分 71.7	調査研究活動が不十分 72.2	常設展示の更新が不十分 71.7	ICTを利用した新展示方法の未導入 74.8	新たな資料入手が困難 67.4	資料・資料目録のデジタル化が不十分 58.5	危機管理の取組みが不十分 65	高齢者・障害者対応が不十分 66.7
5	未整理の資料が多い 80.7	調査研究活動が不十分 76.1	職員不足 71.5	職員不足 69.7	資料・資料目録のデジタル化が不十分 65.2	職員不足 68.9	資料・資料目録のデジタル化が不十分 67.4	ICTを利用した新展示方法の未導入 56.6	資料・資料目録のデジタル化が不十分 62.5	調査研究活動が不十分 66.7
6	職員不足 79.8	職員不足 75.1	図書館等との連携・協力が不十分 67.7	入館者の確保が不十分 68.7	調査研究活動が不十分 64.1	調査研究活動が不十分 64.1	ICTを利用した新展示方法の未導入 67.4	調査研究活動が不十分 54.7	常設展示の更新が不十分 62.5	他の博物館との交流が少ない 66.7
7	調査研究活動が不十分 77.1	施設設備の老朽化 74.7	新たな資料入手が困難 66.6	中・長期的な目標・計画の未設定 67.6	施設設備の老朽化 63.0	来館者のためのサービス施設が不十分 62.1	駐車場の不足 62.8	財政面の厳しい状況 54.7	ICTを利用した新展示方法の未導入 62.5	図書館等との連携・協力が不十分 66.7
8	施設が手狭 73.4	良好な資料保存が困難 74.4	資料・資料目録のデジタル化が不十分 64.3	危機管理の取組みが不十分 66.9	未整理の資料が多い 63.0	施設が手狭 61.2	調査研究活動が不十分 60.5	図書館等との連携・協力が不十分 50.9	図書館等との連携・協力が不十分 60.0	職員不足 58.3
9	職員研修の不足 72.5	中・長期的な目標・計画の未設定 74.0	職員研修の不足 64.1	他の博物館との交流が少ない 66.4	新たな資料入手が困難 60.9	中・長期的な目標・計画の未設定 59.2	危機管理の取組みが不十分 60.5	新たな資料入手が困難 47.2	来館者のためのサービス施設が不十分 57.5	新たな資料入手が困難 58.3
10	入館者の確保が不十分 71.6	大学・研究機関との連携の不十分 73.0	大学・研究機関との連携の不十分 63.0	常設展示の更新が不十分 66.2	施設が手狭 59.8	図書館等との連携・協力が不十分 59.2	施設が手狭 58.1	良好な資料保存が困難 47.2	入館者の確保が不十分 57.5	良好な資料保存が困難 58.3

【出典】日本の博物館総合調査報告書（平成29年3月 公益財団法人 日本博物館協会）

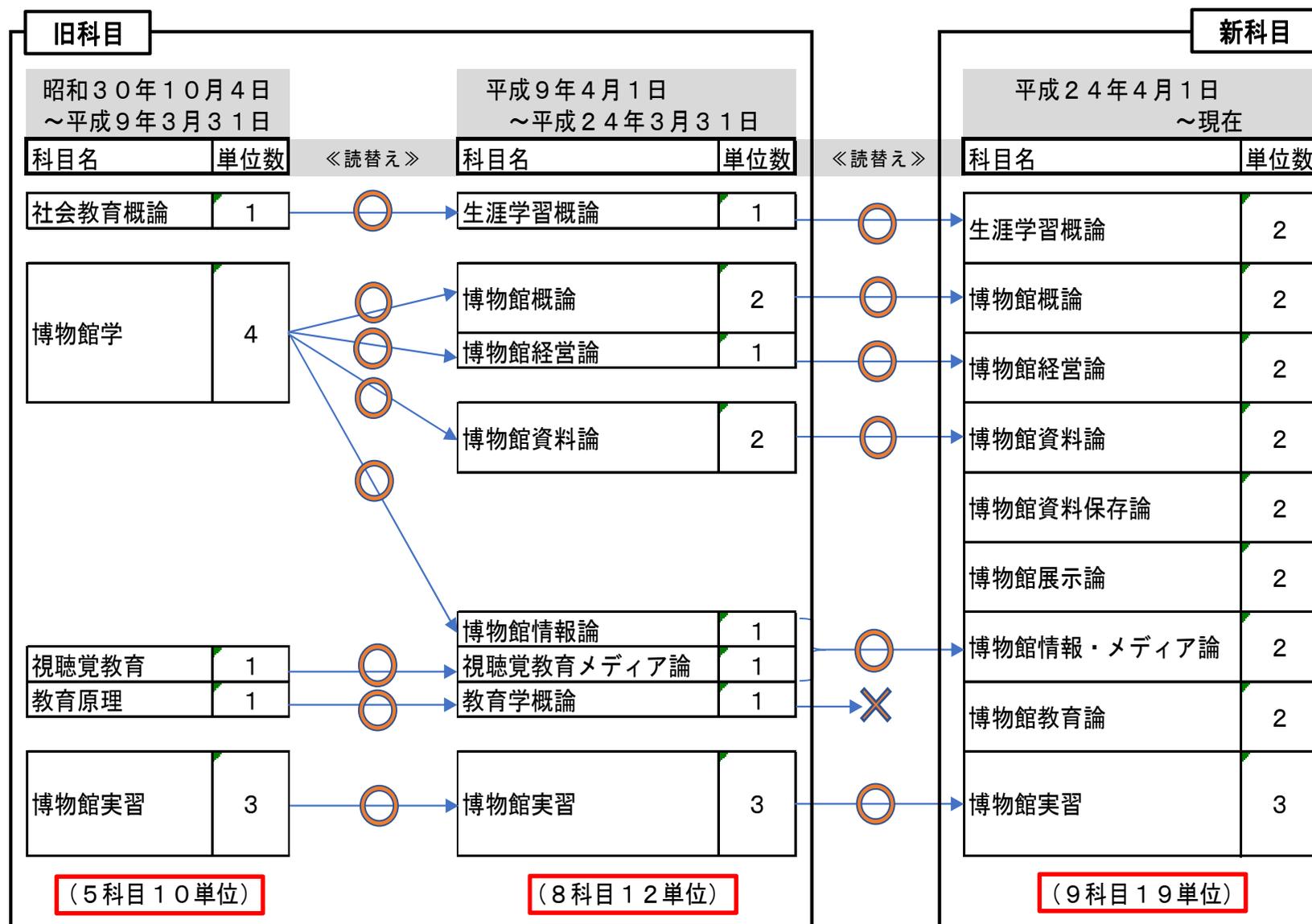
# 学芸員養成制度・研修関係

# 学芸員制度の概要

## ● 指導者の養成（資格付与）



# 「学芸員資格取得に関する単位及び試験科目」新旧科目の比較



<各年度4月1日時点>

	平成24年		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
全体	298 (※1)	～	305	302	302	304	302
新規	—		1	1	3	2	—
変更	—		38	35	42	30	—
廃止	—		4	1	1	4	—

(出典) 文部科学省・文化庁調べ

※1 平成23年度中に新規の届出があった大学数

## <留意事項>

- 新規、変更、廃止の数は当該年度に次年度からの体制について、届出があった数とする。
- 学生の募集は停止する場合でも在校生がいる場合は変更として算出している。

## <参考 令和2年4月1日現在の大学内訳>

- 4年制大学 295校 (国立57 公立21 私立217)
- 短期大学 7大学(部) (公立1 私立6)

# 学芸員養成課程開講大学／令和2年4月1日現在：302大学

## 〔4年制大学〕295大学

### （国立大学）57

北海道大学 北海道教育大学 帯広畜産大学 弘前大学 岩手大学 東北大学 山形大学 福島大学 茨城大学 筑波大学 群馬大学 埼玉大学 千葉大学 東京大学 東京学芸大学 東京農工大学 東京芸術大学 東京海洋大学 お茶の水女子大学 一橋大学 横浜国立大学（●） 新潟大学 富山大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 岐阜大学 静岡大学 名古屋大学 愛知教育大学（●） 三重大学 京都大学 京都教育大学 京都工芸繊維大学 大阪大学 大阪教育大学 神戸大学 奈良教育大学 奈良女子大学 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学 広島大学 山口大学 徳島大学 鳴門教育大学 愛媛大学 高知大学 福岡教育大学 九州大学 佐賀大学 熊本大学 宮崎大学 鹿児島大学 琉球大学

### （公立大学）21

札幌市立大学 秋田公立美術大学 群馬県立女子大学 高崎経済大学 東京都立大学 長岡造形大学 金沢美術工芸大学 都留文科大学 静岡文化芸術大学 愛知県立大学 愛知県立芸術大学 滋賀県立大学 京都市立芸術大学 京都府立大学 大阪市立大学 尾道市立大学 県立広島大学 広島市立大学 山口県立大学 北九州市立大学 沖縄県立芸術大学

### （私立大学）217

札幌大学 札幌学院大学 札幌国際大学 苫小牧駒澤大学 北翔大学 北海学園大学 弘前学院大学 盛岡大学 石巻専修大学 尚絅学院大学 東北学院大学 東北生活文化大学 東北福祉大学 宮城学院女子大学 東北芸術工科大学 いわき明星大学 茨城キリスト教大学 筑波学院大学 常磐大学 文星芸術大学 跡見学園女子大学 埼玉学園大学 十文字学園女子大学 尚美学園大学 駿河台大学 文教大学 江戸川大学 川村学園女子大学 城西国際大学 聖徳大学（※） 千葉科学大学 千葉経済大学 東京情報大学 東京成徳大学 和洋女子大学 青山学院大学 桜美林大学 大妻女子大学 学習院大学 学習院女子大学 北里大学 共立女子大学 国立音楽大学 慶応義塾大学 工学院大学 國學院大學 国際基督教大学 国土館大学 駒澤大学 駒沢女子大学 実践女子大学 淑徳大学 上智大学 昭和女子大学 女子美術大学 白梅学園大学 杉野服飾大学 成城大学 聖心女子大学 清泉女子大学 専修大学 大正大学 大東文化大学 玉川大学（※） 多摩美術大学 中央大学 帝京大学 帝京科学大学 帝京平成大学（※） 東海大学 東京家政大学 東京家政学院大学 東京工芸大学 東京女子大学 東京造形大学 東京都市大学 東京農業大学 東洋大学 二松學舎大学 日本大学 日本獣医生命科学大学 日本女子大学 文化学園大学 法政大学 武蔵大学 武蔵野音楽大学 武蔵野美術大学（※） 明治大学 明治学院大学 明星大学 目白大学 立教大学 立正大学 和光大学 早稲田大学 他

## 〔短期大学（部）〕7大学

### （公立短期大学）1

山形県立米沢女子短期大学

### （私立短期大学）6

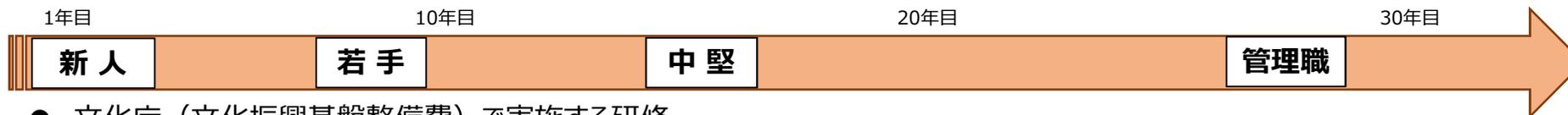
帯広大谷短期大学 郡山女子大学短期大学部 國學院大學栃木短期大学 大谷大学短期大学部 華頂短期大学 大阪青山短期大学

【注釈】（※）は通信課程設置大学、（●）は在学生のみ受講可能

# 博物館専門人材への研修事業

2020年度予算額 56百万円  文化庁  
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

文化庁では、博物館全体における学芸員等の資質向上のための研修を実施。  
その他、独立行政法人等において、文化財の保存・修復等、専門性に応じた研修を実施。



## ● 文化庁（文化振興基盤整備費）で実施する研修

### 【博物館学芸員専門講座（3日間）】

学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。

### 【博物館長研修（3日間）】

新任館長に、管理・運営や、博物館を取り巻く社会の動向などの研修を行う。

### 【学芸員等在外派遣研修（3か月～1年）】

学芸員等を諸外国の博物館等に派遣し、先進的な展示、教育普及活動等を通じて、国の博物館施策に反映させるとともに、地域の専門職員の研修・職務で有効活用する。

### 【ミュージアム・マネジメント研修（3日間）】

事務系・学芸系とわず、管理運営に関わる職員に、企画及び管理運営に必要な知識や博物館を取り巻く社会動向について研修を行う。

### 【ミュージアム・エデュケーション研修（5日間）】

現職学芸員等、教育普及を担当する職員に知識・技能を修得させるための研修を行い、博物館運営全体に教育的配慮をもって関わる事が出来る人材を育てる。

### 【全国博物館長会議】

日本博物館協会と文化庁の共催

※上記以外にも、文化庁関係機関において、学芸員・文化財保護専門技術者を対象とした研修会等を実施し、現職学芸員や文化財保護に携わる専門技術者等の資質の向上に向け取り組んでいます。

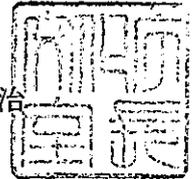
（参照）[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bi\\_jutsukan\\_hakubutsukan/kenshu/pdf/92386101\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bi_jutsukan_hakubutsukan/kenshu/pdf/92386101_01.pdf)

関係各国公私立大学長 殿

文化庁企画調整課長

(併) 博物館振興室長

清水 幹治



(印影印刷)

令和 2 年度における学芸員養成課程に係る博物館実習の実施に当たっての留意事項  
について (通知)

博物館法施行規則 (昭和 30 年 10 月 4 日文部省令第 24 号) 第 1 条に基づき、博物館に関する科目を開設している大学におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について」(令和 2 年 3 月 24 日付け元文科高第 1259 号高等教育局長通知)等を踏まえ、必要な感染症対策を講じ、準備を進めていただいていることと存じます。

博物館に関する科目のうち、博物館実習の実施に当たって留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので通知します。

記

1 実施時期、期間、内容等の調整

- (1) これまで博物館実習の実施に当たっては、博物館実習ガイドライン (2009 (平成 21) 年 4 月) (以下「ガイドライン」という。)に基づき実施されているが、館園実習 (以下「実習」という。)に当たっては、登録博物館又は博物館相当施設 (大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。) (以下「博物館」という。)と協議の上、実施時期を収束後とすることも検討していただきたい。
- (2) ガイドラインでは、実習の単位を 1 単位相当以上、時間数を延べ 30 時間から 45 時間程度以上、期間を 5 日間以上としているが、休館している博物館も多く通常期と同様な実習を行うことが困難な場合もあると考えられることから、受け入れる博物館の実情を考慮し、実習の一定割合を学内実習に振り替えることや、例外的に演習等で実習に代えることも可能とするなど、実施内容を弾力的に検討いただきたい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が 3 月 9 日に示した 3 つの条件 (換気の悪い密室空間、

多くの人が密集、近距離での会話や発生)が重ならないようにすること等に留意し、実習の内容、方法等について受け入れ先の博物館と相談しつつ弾力的に検討していただきたい。また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記の文化庁ウェブサイトなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応いただきたい。

○文化庁ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/20200206.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html)

## 2 学生への事前指導

- (1) 実習の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対策を学生に徹底していただくこと。実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。
- (2) 実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は実習への参加を見送るよう指導していただくこと。
- (3) 実習中は受入先である博物館の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、博物館と相談の上、自宅で休養することを学生に徹底すること。

## 3 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により急遽、実習を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学、博物館、学生が速やかに連絡を取り合うことができるよう確実に連絡体制を構築していただくこと。

## 4 実習後の留意事項

- (1) 実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、大学は事後指導等において、補足的な内容の授業等を行っていただきたいこと。
- (2) 実習後に学生の感染が判明した場合、大学は博物館に速やかに連絡するとともに、「令和2年度における大学等の授業の開始について」（令和2年3月24日付け元文科高1259号高等教育局長通知）等を踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。

(本件担当)

文化庁企画調整課博物館振興室

博物館人材養成係

TEL 03-5253-4111 (内線 4772)

E-mail museum@next.go.jp

文化審議会  
第2期博物館部会(第3回)

資料 3

# 学芸員の採用、研修、 キャリアアップについて

令和2年9月3日

京都国立博物館副館長  
栗原 祐司

## 「博物館に関する科目」の改正について

＜改正前＞

No	科目名	単位数
1	生涯学習概論	1単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	1単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館情報論	1単位
6	視聴覚教育メディア論	1単位
7	教育学概論	1単位
8	博物館実習	3単位

（8科目 12単位）

＜平成24年度入学生より施行＞

No	科目名	単位数
1	生涯学習概論	2単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	2単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館資料保存論	2単位
6	博物館展示論	2単位
7	博物館情報・メディア論	2単位
8	博物館教育論	2単位
9	博物館実習	3単位

（9科目 19単位）



# 学芸員養成課程開講大学

- 平成20年4月 317大学  
(4年生大学300、短大17)
- 平成25年4月 300大学  
(4年生大学291、短大9)
- 令和2年4月 302大学  
(4年制大学295、短大7)  
うち通信課程10

これからの博物館の在り方に関する検討協力  
者会議(主査:中川志郎)

「学芸員養成の充実方策について」

平成21年2月3日 報告

博物館実習ガイドライン

平成21年4月

- 施行前と施行後の学芸員の専門的資質・能力は当然異なることとなるが、有資格者の雇用や処遇は、一義的には各設置者の判断によるものの、我が国の学芸員の地位の向上につながるよう、引き続き関係者が一丸となって環境の醸成を図ることが必要である。
- なお、これまでの学芸員有資格者も、今回新たに設置されることになる科目の内容について、科目等履修生や各種研修等を活用し、学習することを期待したい。

「学芸員養成の充実方策について」（平成21年2月3日  
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議報告

# 大学教員向け研修

- 日本展示学会

「博物館展示論」対策講座（平成23年度～）  
平成25年度から「展示論講座」

- 日本ミュージアム・マネジメント学会

新学芸員課程対応特別研修会（平成23、24年度のみ）

- NPO法人博物館活動支援センター

「博物館資料保存論」カリキュラム検討講座  
（平成22、23年度のみ）

# 現職学芸員向け研修

- 東京文化財研究所

「博物館・美術館等保存担当学芸員研修」  
(昭和59年度～)

- 東京大学総合研究博物館

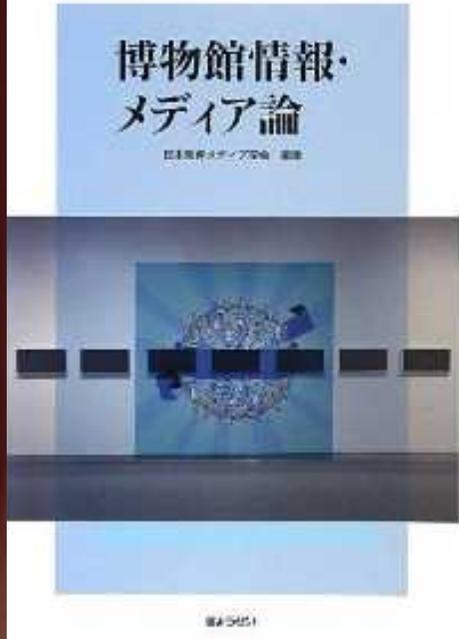
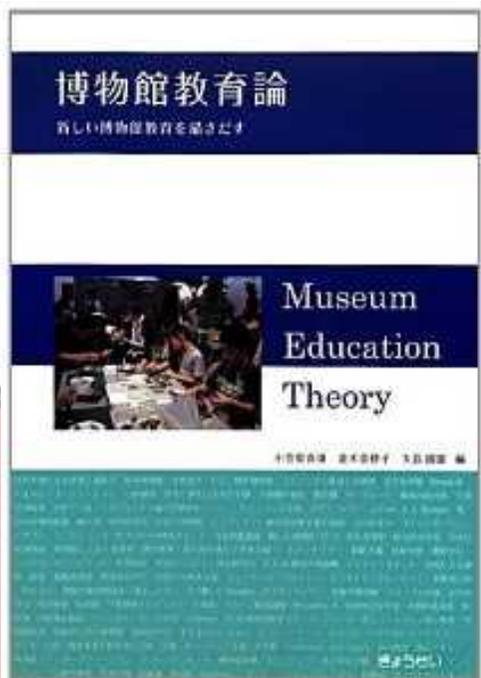
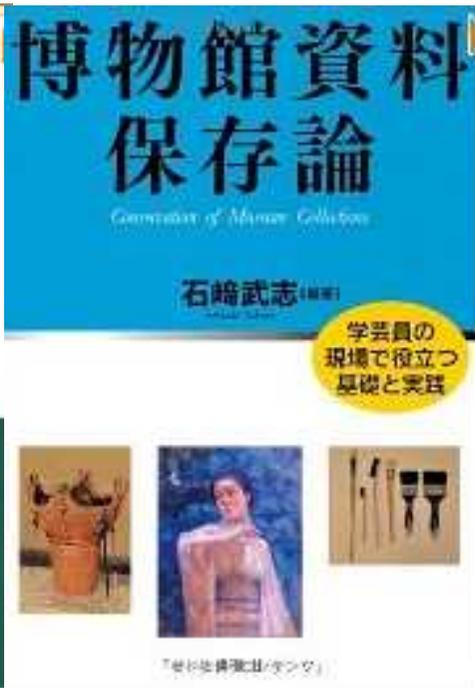
「学芸員専修コース」(平成5年度～)

- 九州産業大学

「大学における文化芸術推進事業」学芸員技術研修会  
(平成25年度～;文化庁補助金)

- 今回、「博物館に関する科目」の見直しに際して新たな必修科目を設けることを提言したが、今後、それらの科目がさらに学問的に発展するよう、大学関係者のみならず学芸員をはじめとする博物館職員や学協会の関係者が積極的に研究を行い、その成果を発表することを期待したい。
- 言うまでもなく博物館活動の基礎は研究であり、学芸員の研究者としての地位の向上やその意欲の向上を図る観点から、学芸員がより一層研究しやすい環境を整備することが望まれる。

「学芸員養成の充実方策について」（平成21年2月3日  
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議報告



- 大学自らが開講科目の質の向上を図る努力が求められることは言うまでもないが、**国においても3年ごとを目途に大学での科目開講状況を調査・把握することなどを通じ、指導の徹底を図ることを求めたい。**

「学芸員養成の充実方策について」（平成21年2月3日  
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議報告



学芸員養成課程の設置・変更に関する届出  
→平成24年12月 簡素化（事実上廃止）

**法令上、課程認定制度を設けていない限界？**

- 大学の学芸員養成教育において学んだ成果を広く活用するための仕組みの検討や、**学芸員資格有資格者の就職先と資格取得の効果**についても分析を行う**必要**がある。

「学芸員養成の充実方策について」（平成21年2月3日  
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議報告



**その後、特に分析等は行われていない。**

■ 学芸員養成課程で学んだことの効果や影響

- ・ 役に立っている 72.8%
- ・ 約に立っていない 27.2%

(n=416)

■ 学芸員資格の有無による待遇の違い

- ・ ある 18.8%
- ・ ない 81.2%

(n=462)

■ 学芸系職員を採用する場合、学芸員資格の保有を採用条件としているか

- ・ している 70.1%
- ・ していない 29.9%

(n=77)

「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査報告書」  
平成20年度文部科学省委託事業（株式会社丹青研究所）

## ■ 学芸員資格を活用できる職種

### (大学教員の回答)

文化振興・文化財保護関係、教育関係、地域振興・観光関係、その他(企業の資料室、博物館支援業界)

### (博物館職員の回答)

文化振興・文化財保護関係、教育関係、地域振興・観光関係、その他(展示・催事業務、環境・自然保護関連業務、企業メセナ関連業務)

### (自治体職員の回答)

博物館関係、文化振興・文化財保護関係、教育関係、観光関係、その他(商品陳列、施設の計画・運営、広報、画廊、ファイリング、接客サービス業等)

「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査報告書」  
平成20年度文部科学省委託事業 (株式会社丹青研究所)

- なお、本協力者会議においては、残された課題である「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の見直しや、**大学院における学芸員養成制度のあり方等についても引き続き検討を行うこととしているが、国においても中長期的な検討課題とされた登録制度の見直しに向けて積極的に検討を行い、できるだけ早く結論が出ることを望みたい。**

「学芸員養成の充実方策について」（平成21年2月3日  
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議報告



**協力者会議は、平成21年度末で活動を終了し、大学院における学芸員養成制度のあり方等については、検討が行われていない。**

神奈川大学21世紀COEプログラム  
「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究成果報告書

Report on the Results of "Systematization of Nonwritten Cultural Materials  
for the Study of Human Societies" Kanagawa University 21<sup>st</sup> Century COE Program

## 高度専門職学芸員の養成

— 大学院における養成プログラムの提言

Postgraduate Curriculum for Specialized Training of Curator



神奈川大学21世紀COEプログラム研究推進会議  
The Kanagawa University 21<sup>st</sup> Century COE Program Center



神奈川大学21世紀COEプログラム  
「人類文化研究のための非文字資料の体系化」(平成15～19年度)

高度専門職学芸員養成プログラム

日本学術振興会  
「21世紀COEプログラム」採択

博物館学大学院の新設を提案。



平成30年度 一橋大学公開講座

# ミュージアムへの招待

## 大学院から始める学芸員資格

一橋大学言語社会研究科は、平成14(2002)年に学芸員資格科目を開講しました。受講対象者を大学院生に限定している点は全国的にも珍しい特徴です。受講者の研究領域は、美術、歴史、文学、音楽、哲学、社会学など多岐にわたり、その間で分野の垣根を越えた交流が生まれています。開講から15年が経過し、多くの修了生が各地のミュージアムで活躍する今、修了生や学芸員養成を担当する教員からの報告をもとに、大学とミュージアムの連携のあり方を考えます。

6.23 平成30年[2018年]  
13:30~16:40

参加費 無料 定員 250名  
○定員になり次第受付終了

場所 一橋大学国立西キャンパス本館21番教室  
○JR中央線国立駅下車南口徒歩7分 ○JR南武線登保駅下車北口徒歩20分

### PROGRAM プログラム

- 喜多崎 親 (成城大学文学研究科教授)
- 成相 肇 (東京ステーションギャラリー学芸員)
- 大橋 菜都子 (東京都美術館学芸員)
- 小泉 順也 (一橋大学言語社会研究科准教授)
- ミニトーク (現役受講生、修了生)
- パネルディスカッション及び質疑応答
- 総合司会 坂井 洋史 (一橋大学言語社会研究科教授)

主催 国立大学法人一橋大学 後援 国立市、小平市、立川市、国分寺市、府中市、武蔵村山市各教育委員会

申込方法 事前申し込みが必要です。  
右記URLお申し込みフォームからお申し込みいただくか、  
氏名・所属・連絡先を明記の上、FAXにてお申し込みください。

<https://hrs.ad.hit-u.ac.jp/v33/entries/add/105>

FAX 042-580-8050

一橋大学公開講座



国立大学法人 一橋大学

問合せ 一橋大学総務部  
研究・社会連携課

〒106-8601 東京都国立市中2-1  
電話 042-580-8058(平日9:00~17:00)  
FAX 042-580-8050  
E-mail res-gr.g@dn.hit-u.ac.jp

# 一橋大学大学院言語文化研究科 学芸員資格取得プログラム (平成14年度~)

## 受講者は、修士課程と博士課程 の大学院生に限定。

## 2017年度までの15年間に100人弱 の大学院生が学芸員資格を取得。 取得者の17%が博物館等の専門 職に就職。

- 学芸員の仕事は対人関係が多く、信頼性やコミュニケーション能力が求められることから、学生に対して知識・技術の習得のみならず、優れた識見と人格を有する全人的な向上に努める必要があることを指導すること。
- 学芸員は、生涯学習社会における社会教育指導者として、人々の多様な学習ニーズを把握し、学習活動を効果的に支援する必要があること、また、博物館は、地域住民やボランティアをはじめとする多くの人々に支えられているという認識を持つよう指導すること。

文部科学省「博物館実習ガイドライン」（平成21年4月）

## 将来的な課題

- 大学院における高度学芸員養成の充実  
(博物館学専門職大学院の創設)
- 上級学芸員資格の検討
- 登録制度の見直し

# 日本図書館協会による認定司書事業



- 認定司書は「司書の図書館における実務経験や実践的知識・技能を継続的に修得した者を評価し、各地域の図書館経営の中核を担いうる司書として日本図書館協会が認定」するもの。
- 平成22年度より開始され、令和元年に認定された12名を含め、これまでに160名が42都道府県の図書館で日本図書館協会認定司書が活躍。
- 有効期間は10年で、令和元年度には、二度目の認定(認定更新)を受けた方が2名誕生。

# 認定司書 認定要件

次のすべてを満たしていることが必要。(一部省略)

- (1) 地方公共団体，日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の職員，又はこれに準ずる者。非正規雇用を含む。
- (2) 司書又は司書有資格者。
- (3) 勤務経験に関して以下の二つの条件をいずれも満たしていること。
  - ・ 図書館勤務経験の合計が10年以上。
  - ・ 過去10年間のうち少なくとも5年間は公共図書館における勤務経験を有すること。
- (4) 過去10年間に研修受講や社会的活動等，内規に定める一定の研修等を受講していること。
- (5) 過去10年間に一定の要件を満たす著作を著していること。
- (6) 過去10年間に地方公務員法に規定された遵守事項及び「図書館員の倫理綱領」(日図協)に違反していないこと。

博物館法改正へ向けての更なる提言  
～2017年提言を踏まえて～  
令和2年8月27日

日本学術会議  
史学委員会  
博物館・美術館等の組織運営に関する分科会



## 4 提言

以下提言の(1)から(4)は、特に文化庁において国立博物館を所管している企画調整課を中心として、文化審議会博物館部会において検討されることを切に期待する。

(1) 登録博物館制度から認証博物館制度への転換

(2) 認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

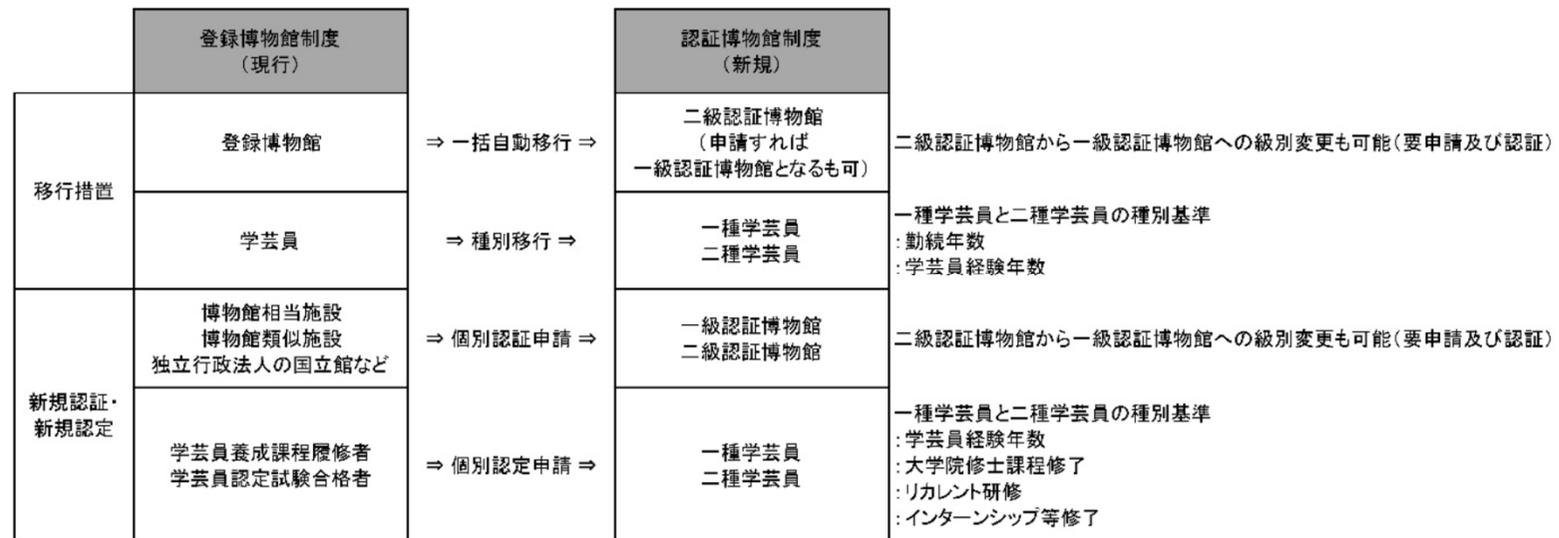
(4) 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

(5) 文化省(仮称)の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

### (3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

学芸員資格を、専門的職員としての基本を身につけるために学部卒で取得できる「二種学芸員」と、さらに高度な専門的知識及び技能を獲得できるよう修士課程修了を要件とする「一種学芸員」の二種類に分ける。新たに「二種学芸員」になった者は、実務経験・リカレント研修・インターンシップ等、または大学院修士修了によって「一種学芸員」として認定される。

なお現行の学芸員資格を保有する学芸員は、勤続年数や学芸員経験年数等を基準に「一種学芸員」または「二種学芸員」となる(図1)。



- (4) 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計  
人類文化の未来に貢献するため、学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする予算措置・研究費獲得の仕組みや、十分な人員を適切に配置するなど研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

文部科学省から研究機関指定を受け、勤務する学芸員や研究員が科学研究費補助金に応募申請できる研究者番号を付与されているのは、わずか48館。(国立博物館、国立美術館、国立科学博物館を含む。)

# 科学研究費補助金取扱規程第2条第1項及び第4号 並びに同条第4項の機関の指定に関する要項 (文部科学大臣決定)

博物館の場合、おおむね以下の5要件を満たすことが必要。

- 学芸員が科学研究費補助金を受け取って研究を行うことに対して博物館の支援、研究計画の立案、発表、学会等への参加の自由があること。
- 博物館に管理系と独立した研究系(学芸課など)の組織が存在していること。
- 常勤の学芸員の原著論文発表数とその掲載誌等の評価。
- 学芸員の一人当たりの研究費が年間36万円以上であること。
- 科学研究費補助金の管理等の事務が機関の事務組織の所掌事務に必ず位置づけられていること。

## 国立文化財機構における人材採用・育成

- 事務官(一般職員)については、平成19年の国立文化財機構発足以降、65人を採用。令和2年4月現在、一般職員の77.5%は、いわゆるプロパー職員。初期のプロパー職員は、現在係長級。
- 文化庁の施設等機関時代は、多くは2～3年で本省に戻り、人材の蓄積が十分ではなかったが、独自採用職員は、大学・大学院で博物館学や文化財等を学んだ者も多く、各施設や他機関に異動・出向することによって、専門的な知識・経験を有する事務官を育成。
- 国立文化財機構において、職位に応じて階層別・分野別に多様な研修(Eラーニングを含む)を実施。

## 国立文化財機構における人材採用・育成

- 研究員については、平成19年の国立文化財機構発足以降、117人を採用。  
現在、5人が文化庁に文化財調査官等として出向。
- 文化庁の施設等機関時代は、同一の施設に在職し続ける場合が多かったが、独法化以降は「研究調整役」が中心となり、計画的に各施設や他機関等に異動・出向させることによって、多様な経験を積み、キャリア・アップ。その中から管理職・幹部職員を育成。
- 新採用の研究員には、文化財の取扱研修等を実施。  
その他、大学の非常勤講師、博物館協会や学会、国際会議等に参加することにより、自主研修を実施。

学芸員を取り巻く課題と今後の在り方について  
(基礎自治体の観点)

20200903 文化審議会博物館部会

美濃加茂市長 伊藤誠一

(代理 美濃加茂市民ミュージアム館長 可児光生)

## (1) 地域博物館における学芸員の現状

【事例：みのかも文化の森（美濃加茂市民ミュージアム）の職員体制】

(美濃加茂市市民協働部文化振興課)

	常勤	内 正規	内会計年度 職員(月額)	常勤内学芸 有資格者	内 正規	内会計年度 職員(月額)	会計年度職 員(時間給)	総数
課長	1	1	0	0	-	-	-	1
総務係	2	1	1	0	-	-	(3)	5
学芸係	5	3	2	4	2	2	(6)	11
学習係	1	1	0	1	1	0	(3)	4
館長	1	0	1	1	0	1	-	1
計	10	6	4	6	3	3	(12)	22

(2020年4月現在)

◇博物館業務だけではなく、文化財保護行政（例えば埋蔵文化財、記念物など）業務や文化振興一般業務もおこなっている。

◇有資格者6名の領域は、考古1、歴史2、民俗1、美術1、博物館学1（必ずしも本来の専門とは違う）

◇有資格者6名の学歴は、学士4、修士2

◇学芸員有資格正規職員3名のうち、2名は専門職採用、1名は一般職採用

.....

(岐阜県内)

\*地方の中規模の自治体(市町)において、博物館施設を有するところは、出先の博物館において文化財保護行政を行っているところが多い。職員が兼務。

\*職員の採用は、博物館単独で行うこともあるが、一般職の中から学芸員有資格者を異動させて職務にあたらせることもある。

\*県立の博物館においては、学校現場から異動させて学芸業務にあたらせることもある。

\*地方の埋蔵文化財行政における職員は多くは、考古学の学芸員である。博物館のない自治体にも埋蔵文化財を担当する学芸員が置かれるのが一般的である。地方においては「発掘をする人=学芸員」というイメージもある。本来、考古学の知見を持った職員が、考古にとどまらず歴史や文化財全般を任せられる例もある。

◇文化財保護行政における学芸員と、博物館における学芸員、両者の相互交流や一体感があまりないのが現状。文化庁と文科省の両者が関わっていたことが、このたび一元化されたことによって、地方の文化財保護と博物館に関わる仕事もより連携をとって効果的に行われてもいいような気がする。たとえば「文化財レスキュー」と「ミュージアムレスキュー」においても。

## (2) 地域博物館における学芸員・日頃の業務

「博物館職員のある日の一日」

(美濃加茂市民ミュージアム・20\*\*年7月)

### 【F 学芸員】

8:50～9:30	出土考古遺物（石器）の資料登録作業打ち合わせ、指示
9:50～10:30	開発事業に伴う埋蔵文化財の所在回答と結果記録作成
10:30～10:50	市内中世城館に関しての問い合わせ（来館小学生）対応
11:00～11:40	企画展展示作業応援
11:40～12:15	「*****」展の史跡見学に関してのボランティアとの打ち合わせ
13:00～14:30	来客（土器の保存修復関係者）、常設展示室・収蔵庫において協議、対応
14:30～15:40	津田左右吉記念館業務（子どもからのお便りを展示用に整理、見学記録整理）
15:40～16:50	考古資料整理臨時職員の出勤表整理
17:20～19:50	「*****」展の国庫補助金資料作成
20:00～20:50	次回展覧会の展示構成の検討、打ち合わせ、借用資料の調査

### 【K 学芸員】

8:40～9:30	「*****」展の記録集（カタログ）の原稿打ち合わせ、修正
9:40～10:00	記録集使用写真の著作権の問い合わせ、処理
10:00～11:00	6月陶芸講座作品の状態確認、破損についての対応、資料作成
11:00～11:50	滞在制作中の作家とスケジュール打ち合わせ、作品輸送仕様などの調整
13:00～13:20	11月の市美術展審査員の依頼の調整
13:20～15:30	8月のアートな一日講座の材料調達、試作
15:30～15:50	坂井範一展の図録入手依頼の対応、発送作業
15:50～16:10	*****記念館への礼状と資料の発送
16:10～17:00	8月のアートな一日講座の試作（つづき）
17:10～17:50	HP公開について滞在作家と打ち合わせ
18:00～19:20	来年度の現代美術展覧会の出品作家に関しての打ち合わせ

◇博物館としての「収集」「保存整理」「調査研究」という基本業務にあてている時間がほとんどない。

→もう少し、じっくり取り組みたい。時間がほしい。

◇展示や講座を通じた教育や活用の業務が多い。

→目立つ部分・注目される。

→要望は多いが、どこまで注力するか・・・。

◇市民や作家とのやりとり（広い意味でのコミュニケーション）の業務が多い。

→学芸員が利用者や市民、関わる人々との信頼関係をどう築いていけるかがポイント。そこには長い積み重ねが不可欠。

◇博物館の基盤整備と信頼性は、長期的視点に立つもので、いずれも持続可能な地域や社会のために重要なことである。

○「社会的役割を持続的に果たすための組織体制」（半田メモ・20200624）

### (3) 地域博物館における学芸員の役割

#### ①ひとと地域をつなぐ 《public》

地域の資源や「こと」に新たな視点を加え、社会的付加価値をしめす。展示に限定しない。  
→いわゆる「まちづくり」に活かす

#### ②ひとと暮らしをつなぐ 《private》

作品や資料に、新たな見方を提案、人々の好奇心につなぐ  
→地域での日々の暮らしに刺激と潤いを

#### 【美濃加茂】

- ・小学校校区単位で活動を行っている「まちづくり協議会」への関与
- ・博物館としての「学術知」と地域に伝わる「市民知」を結びつける。
- ・「バス停からの小さな旅」の市広報紙での連載。身近な地域資源に光をあて共有する。
- ・企画展示「山之上展」（小学校校区単位を対象地域）の開催（2017年12月）
  - ・美濃加茂市民ミュージアム『図録まちのいいものよいところ-山之上-展』（2017年）
- ・市内外から、各種の情報提供や寄贈依頼が増えてきている。「学芸員がいる博物館」として認知。

「この話はぜひ\*\*\*学芸員に来てもらって話をききたい」

「\*\*\*学芸員から、じっくり資料の解説をききたい」

「\*\*\*学芸員がいるから、自分の資料・作品を寄付したい」

\*要するに、学芸員が、いかに地域住民の近くで仕事をするか。地域住民に心を寄せ、信頼関係をどう築くのか。それはすぐにできるものではないが、それが博物館の存在意義に直結する。

\*学芸員の専門性は当然必要であるが、利用者・市民の目線、感覚で仕事ができることが一番。

\*「博物館現場の二分化」

前回博物館法改正時の議論で「上級学芸員又は専門学芸員」「修士以上」というような案も出されたが、全国の7割を占める地方博物館においてはどちらかといえば無縁。もう少し、一人で苦悶し奮闘している学芸員、地域の文化的拠点として残そうとしている博物館に手を差し伸べる政策や法律をお願いしたい。新たな博物館振興の補助制度を利用したくても、それに携わる人がいないのが現状。

\*ただ、地方は「疲弊」しているわけではない。むしろ前向きで頑張っている「人」が多い。「小さいとコネット」の活発な活動なども参考にできる。

・可児光生「小規模館は「地域課題」にいかに取り組むのか」（『ミュゼ』No.117（2017年））

・可児光生「地域資源と展示の在り方」（『展示学』No.54(2017年)）

#### (4) キャリアアップ(研修)のあり方

##### ◇文化庁主催の研修

＊基礎的かつ実践的で、現場で大きな効果を上げている。

＊美濃加茂市民ミュージアムでは、

「ミュージアムエデュケーター研修」修了生4名、

「ミュージアムマネジメント研修」修了生1名

＊8月末まで開催していた「絵を見て考えよう」展は、対話型鑑賞をきわめて意識した展示であり、エデュケーター研修(現・エデュケーション研修)の成果を反映させたもの。来場者の反応も好評。これまでの当該研修修了者と話し合いながら実施。

##### ◇課題

＊フォローアップ研修(東海地区で自発的に行ったことはあるが、)の実施

＊5日間(エデュケーション研修)の研修はなかなか参加できないのが現実。

・小規模館学芸員も参加できる研修のかたち

(参考)

・岐阜県博物館協会(加盟館118)の「ひと部会」(研修部会)などで各種研修、研究会を開催。「作品の梱包」「著作権の取り扱い」「写真のデジタル化と活用」「改訂学習指導要領と博物館」「ミュージアムグッズ」「ミュージアムショップ」(「ミュゼ」2020年6月号)などのテーマを設定、参加者も多い。

・日数は少なくとも全国の各地で、ブロックで、または地方の博物館協会と文化庁が連携・共催して行うこともできるのでは。

#### (5) 博物館及び学芸員にかかる補助制度・施策について

＊資料や作品を活用した振興事業、地域の文化拠点としての事業は、現況を考えるとこれ以上、取り組める余力がない。「実行委員会」など団体の組織化やさまざまな調整事務は、学芸員として膨大な事務量となる。

＊「地域と共働した創造活動支援事業」「博物館クラスター推進事業」など、小規模館ではなかなかマンパワーがない。

＊博物館の基本機能に関わる資料整理やアーカイブ化、データベース構築、調査研究など、モノを対象にした事業は、それほどの調整は必要でない。活用をするために、その前提となる博物館資料や地域資源を調査し整えていく蓄積の仕事こそが今は必要と考える。

＊「展示の観覧者として訪問しない人たち」「来館はしないが利用する人たち」を見据えた、学芸員が行う博物館の地域の情報収集整理と発信に関する支援を。

○「そこに蓄積された多様な文化資源と研究情報を活用することで社会的役割を果たすことができる。」

「社会の公共財」…(半田メモ・20200624)

＊長期的には、社会における学芸員の地位向上、社会的認知に繋がる周知などを進めてもらいたい。

＊地方における文化財保護行政と博物館振興行政の一層の連携をすすめていただきたい。

＊まずは、地方における中小規模の地域博物館とそこで働く学芸員の現状を肌で感じていただき、施策に反映していただきたい。

なお

『大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査報告書』（平成 20 年度文科省委託事業・調査編集発行：丹青研究所）（全国の 510 館から回答）から

◇（現在の博物館職員から見た）学芸員に必要な資質・能力(原文のまま、報告書 p132)

- ・「来館者の求めていることについて、常にアンテナを高く持つこと」
- ・「地域に開かれた博物館にするためのプログラムの開発能力や、それを一体となつてつくり上げていくためのコミュニケーション能力」
- ・「専門分野だけでなく、社会・生活に興味を持ち、専門分野と他分野や一般の生活を結びつけて考えられること」
- ・「モノを扱うだけなら研究者であり、それを一般の人にわかりやすく伝える能力が、学芸員としての存在意義」

などなど……

◇検討委員からの提言(p168～176)

- ・「学芸員は資料と向き合うだけでなく、人と向き合い、関わりあうことがとても大切だと思う。…結果として博物館に多くの情報、資料をもたらし、活動の充実や、個々の学芸員の能力の向上につながっていくと思う。」(S 委員)
- ・「文部科学省などの博物館施策は大規模館・著名館に偏り、地方の小規模館から見て実質的な施策はないに等しい。…実情を見据えた、博物館の底上げを図るための施策が必要とされている。」  
「博物館の専門的活動を実現するには、館外に理解者・支援者のいることが不可欠である。それに最もふさわしいのは、住民となっている学芸員資格取得者である。…各地域でこの実態を調べて人材を生かす方策に取り組む…ことが重要となる。」(M 委員)

→少し古いですが、現在も参考となるデータや意見、提言が多い

- 文化観光推進法(令和2年4月17日公布、5月1日施行)に基づき、主務大臣(文部科学大臣、国土交通大臣)が拠点計画・地域計画を認定し、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等の支援を講じる枠組みを創設。
- 5月29日から6月30日まで第1次募集を実施し、有識者委員会による審査を経て、8月12日に10件の計画を初めて認定し、発表(拠点計画4件、地域計画6件)。
- 認定計画に対し、文化クラスター推進事業(文化庁予算約15億円、補助額5千万円程度/件)や観光庁の連携予算等により支援。
- 9月28日から9月30日に実施を予定している第2次募集に向け、9月7日より申請前相談を開始する予定。
- 地域における文化観光を全国各地で推進するため、来年度に向け、予算、税制、金融等の総合的な施策パッケージによる計画支援の充実に取り組む。

予算:文化クラスター推進事業の拡充の検討

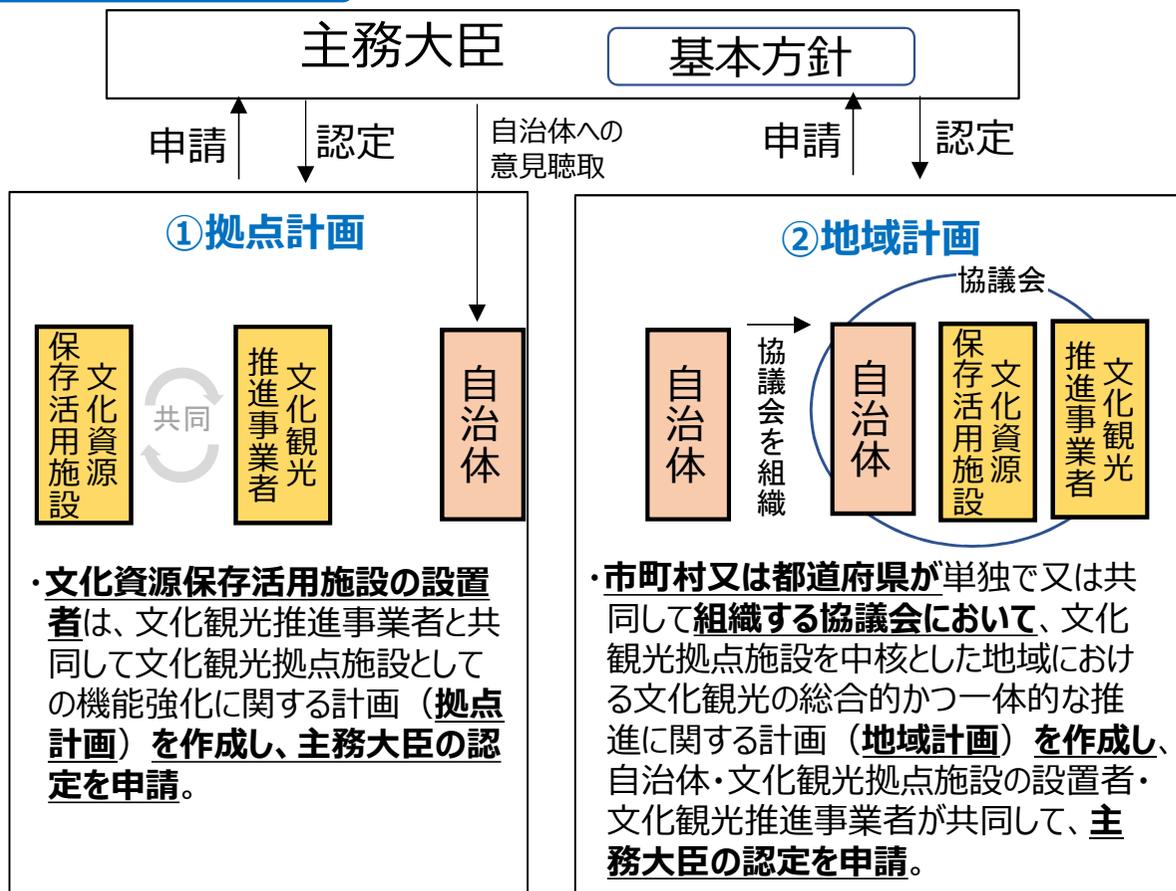
税制:文化観光の推進に資する不動産(古民家等)の取得に係る特例措置の創設の検討

金融:日本政策金融公庫による低利融資制度の活用 の検討

## 趣旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

## 法案のスキーム



・**文化資源保存活用施設の設置者**は、文化観光推進事業者と共同して文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画（**拠点計画**）を作成し、**主務大臣の認定を申請**。

・**市町村又は都道府県が単独で又は共同して組織する協議会において**、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（**地域計画**）を作成し、自治体・文化観光拠点施設の設置者・文化観光推進事業者が共同して、**主務大臣の認定を申請**。

文化資源保存活用施設：博物館、美術館、社寺、城郭等

文化観光推進事業者：観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等

文化観光拠点施設：文化資源保存活用施設が、文化観光推進事業者と連携し、文化についての理解を深めるための解説紹介を行う

## 認定による国等の支援

### 法律上の特例措置

- ・共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置
- ・文化財の登録の提案に関する特例措置
- ・国・地方公共団体・国立博物館等による助言、
- ・（独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝
- ・国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

### 予算上の措置

#### ○博物館等を中核とした文化クラスター推進事業

- ・令和2年度予算額：1,490百万円（新規）
- ・積算件数：25件（1件5千万円）
- ・補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2/3
- ・国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

（各計画において行われる事業のイメージ）

#### ①文化資源の魅力増進

- ・地域の文化資源の調査研究 ・資料・コレクションのデータベース化
- ・鑑賞しやすい展示改修 ・専門人材確保

#### ②理解を深めるのに資する取組

- ・展示品のわかりやすい解説紹介 ・多言語アプリ、オーディオガイド
- ・VR・AR等の体験型コンテンツ ・ガイドツアー事業 ・専門人材確保

#### ③利便の増進

- ・地域内の周遊バス借上 ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
- ・バリアフリー整備（スロープ等） ・館内案内の多言語化

#### ④物品の販売提供、他施設との連携

#### ⑤国内外への宣伝

拠点計画

地域計画



**⑥特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡を中核とする地域文化観光推進地域計画**  
 地方公共団体：福井県、福井市  
 中核とする文化観光拠点施設（設置者）：  
 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館（福井県）、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡（福井市）  
 文化観光推進事業者：  
 一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会、（公社）福井県観光連盟

**①横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画**  
 地方公共団体：横手市  
 中核とする文化観光拠点施設（設置者）：  
 横手市増田まんが美術館（横手市）  
 文化観光推進事業者：  
 （一財）増田まんが美術財団、（一社）横手市観光推進機構、横手市地域資産活用推進事業協議会

**⑦いかす・なら地域計画**  
 地方公共団体：奈良県  
 中核とする文化観光拠点施設（設置者）：  
 奈良国立博物館（独立行政法人奈良国立博物館）、奈良県立美術館（奈良県）、奈良県立民俗博物館（奈良県）、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（奈良県）、奈良県立万葉文化館（奈良県）、なら歴史芸術文化村（奈良県）  
 文化観光推進事業者：西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、奈良交通(株)、いかす・なら地域協議会

**②群馬県立歴史博物館イノベーション文化観光拠点計画**  
 文化資源保存活用施設（設置者）：群馬県立歴史博物館（群馬県）  
 文化観光推進事業者：（公財）群馬県観光物産国際協会  
 群馬歴史文化遺産発掘・活用・発信実行委員会

**⑧屋根のないミュージアム・堺 地域計画**  
 地方公共団体：堺市  
 中核とする文化観光拠点施設（設置者）：  
 堺市博物館（堺市）、さかい利晶の社（堺市）、堺伝統産業会館（（公財）堺市産業振興センター）  
 文化観光推進事業者：（公財）堺観光コンベンション協会

**③天王洲アートシティ創造推進施設「TERRADA ART MUSEUM（仮称）」拠点計画**  
 文化資源保存活用施設（設置者）：  
 TERRADA ART MUSEUM（仮称）（寺田倉庫株式会社）  
 文化観光推進事業者：  
 （一社）天王洲・チャンネルサイド活性化協会、エクスペリサス(株)、(株)MATCHA

**⑨大原美術館を中核とした倉敷美観地区の文化・観光推進拠点計画**  
 文化資源保存活用施設（設置者）：  
 大原美術館（公益財団法人大原美術館）  
 文化観光推進事業者：  
 （公社）倉敷観光コンベンションビューロー、倉敷商工会議所、語りい座大原本邸

**④山梨県文化観光推進地域計画**  
 地方公共団体：山梨県  
 中核とする文化観光拠点施設（設置者）：  
 山梨県立美術館（山梨県）、平山郁夫シルクロード美術館（（公財）平山郁夫シルクロード美術館）、中村キースヘリング美術館（株式会社アルテミス）、青春芸術村（（公財）青春白樺美術館）  
 文化観光推進事業者：  
 （一社）ハケ岳ツーリズムマネジメント、やまなし観光推進機構

**⑩阿蘇ジオパークの拠点施設を中核とした文化観光の推進に係る地域計画**  
 地方公共団体：  
 阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町  
 中核とする文化観光拠点施設（設置者）：  
 阿蘇火山博物館（公益財団法人阿蘇火山博物館）  
 文化観光推進事業者：（公財）阿蘇和世遺産センター

**⑤徳川美術館の文化観光拠点計画**  
 文化資源保存活用施設（設置者）：  
 徳川美術館（公益財団法人徳川黎明会徳川美術館）  
 文化観光推進事業者：  
 名古屋市観光文化交流局、（公財）名古屋観光コンベンションビューロー、(株)リクルートライフスタイル

# ① 横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画

## 計画作成・実施体制

協議会：横手市地域資産活用推進事業協議会  
 自治体：横手市  
 中核文化観光拠点施設（設置者）：  
 横手市増田まんが美術館（横手市）  
 文化観光推進事業者：  
 （一社）横手市観光推進機構、（一財）横手市増田まんが美術館財団、  
 横手市地域資産活用推進事業協議会

## 計画期間

2020年度～2024年度（5年間）

## 目標

- 外国人来訪者の満足度  
2020年度 50%→2024年度 70%（+20%）
- 拠点施設への外国人来訪者数  
2019年度 1千人→2024年度 1.6千人（1.6倍）  
※10年後（2029年度）には2千人（2.0倍）
- 一人当たり観光消費額（日本人・外国人）  
2020年 6千円→2024年 17千円（約2.8倍）

## 地域文化観光推進事業

### <1.文化資源の魅力の増進>

- 観光ボランティアガイドの育成

### <2.文化観光に関する利便の増進>

- Wi-Fi環境整備、市内施設周遊促進のための2次アクセス連携事業

### <3.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>

- 地域の飲食店等と連携した収蔵マンガ原画にちなんだオリジナルメニューの開発

### <4.国内外への宣伝>

- PRサポーターやアンテナショップ等と連携したPR

### <5.施設又は設備の整備>

- 伝建地区を中心とする誘導案内板およびマンガ原画等の鑑賞スポット整備

## 文化クラスター推進事業費（令和2年度・要望ベース）

800万円

## 計画区域



秋田県立近代美術館  
(文化施設)



かまくら館  
(観光施設)



横手公園展望台  
(観光施設)

秋田ふるさと村  
(観光施設)

## 地域の宿泊施設

## 増田重要伝統的建造物群保存地区 (重要文化財等)

- 誘導案内看板整備
- マンガ原画等鑑賞スポット整備等  
(2021～2024年度整備予定)



## 道の駅 十文字

三平の里  
(収蔵作品ゆかりの地整備等)

<横手市>

## 横手市増田まんが美術館 (釣りキチ三平等のマンガ原画等)



## 中核文化観光拠点施設 (主要な文化資源)

## 主要な文化資源 (文化財等の種類)

## 飲食施設 販売施設

## 宿泊施設 その他施設

# ②群馬県立歴史博物館イノベーション文化観光拠点計画

## 計画作成・実施体制

文化観光拠点施設(設置者):

群馬県立歴史博物館(群馬県)

文化観光推進事業者:

群馬県、(公財)群馬県観光物産国際協会、群馬歴史文化遺産発掘・活用・発信実行委員会

## 計画期間

2020年度～2024年度(5年間)

## 目標

- 外国人来訪者の満足度  
2019年 85%→2024年 90% (+5%)
- 外国人来訪者数  
2019年 0.3千人→2024年 0.6千人(2倍)  
※10年後(2029年)には1.5千人(5倍)
- 日本人来訪者数  
2019年 110千人→2024年 150千人(約1.4倍)
- 来館者(日本人・外国人)のリピート率  
2019年 30%→2024年 60% (+30%)

## 文化観光拠点施設機能強化事業

### <1.文化資源の魅力の増進>

- 希少性の高い埴輪を3Dでデジタルアーカイブし、3D展示やARコンテンツとして活用

### <2.文化についての理解促進>

- 映像でビジュアル的に解説する等、ストーリー性のあるわかりやすい解説、展示解説の多言語化、ARを活用した体感型コンテンツ開発

### <3.文化観光に関する利便の増進>

- 企画展に合わせた駅からの臨時バスの運行

### <4.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>

- ミュージアムショップ・カフェ・レストランの商品開発

### <5.国内外への宣伝>

- 埴輪及び榛名山噴火関連遺跡を国内外にPRする映像制作

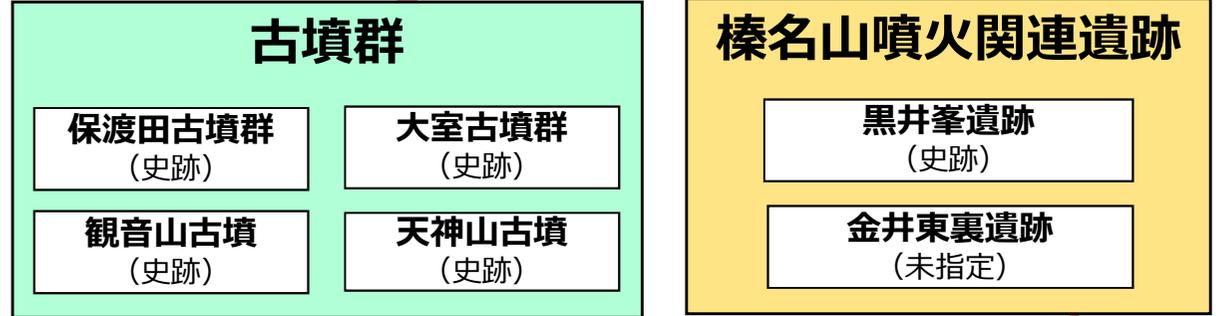
### <6.施設又は設備の整備>

- 手作り埴輪の体験ができる工房の設置

## 文化クラスター推進事業費(令和2年度・要望ベース)

6,800万円

## 計画区域



高崎駅

<高崎市>

群馬県立歴史博物館  
(埴輪等の古墳出土品等)



中核文化観光拠点施設  
(主要な文化資源)

主要な文化資源  
(文化財等の種類)

飲食施設  
販売施設

宿泊施設  
その他施設

# ③天王洲アートシティ創造推進施設「TERRADA ART MUSEUM (仮称)」拠点計画

## 計画作成・実施体制

文化観光拠点施設（設置者）：  
TERRADA ART MUSEUM (仮称) (寺田倉庫株式会社)  
文化観光推進事業者：  
(一社) 天王洲・キャナルサイド活性化協会  
イクスベリサス株式会社、株式会社MATCHA

## 計画期間

2020年度～2024年度（5年間）

## 目標

新規開館施設のため、2020年度の目標を基準値としている

- ・来訪者満足度 日本人（外国人）  
2020年度 3.7(4.0)→2024年度 4.3(4.3)（約1.1倍）  
※ 5段階の満足度の平均値
- ・外国人来訪者数  
2020年度 1千人→2024年度 28千人（28倍）
- ・リピート率（日本人・外国人）  
2020年度 5%→2024年度 25%（+5倍）

## 文化観光拠点施設機能強化事業

### <1.文化資源の魅力の増進>

- ・コレクター所蔵のアート作品を中心としたアートミュージアムを開館
- ・地域文化観光事業者との連携による文化資源の魅力増進

### <2.文化についての理解促進>

- ・海外富裕層向け旅行商品を企画、販売する共同申請者と連携したミュージアムナイトツアーを実施

### <3.文化観光に関する利便の増進>

- ・キャッシュレス・Wi-Fi整備、館内多言語化、バリアフリー化

### <4.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>

- ・若手アーティストの作品を展示、販売する機能に、カフェとカルチャーセミナー機能が共存するアートギャラリーカフェを開設

### <5.国内外への宣伝>

- ・インバウンドメディアを通じた情報発信

### <6.施設又は設備の整備>

- ・アートギャラリーカフェの整備

## 計画区域 天王洲キャナルサイド



<品川区> **TERRADA ART MUSEUM (仮称)**  
(草間彌生、奈良美智 等の作品、ショップ、アートギャラリーカフェ、等)



文化クラスター推進事業費 (令和2年度・要望ベース)  
13,800 万円

中核文化観光拠点施設  
(主要な文化資源)

主要な文化資源  
(文化財等の種類)

飲食施設  
販売施設

その他施設

# ④山梨県文化観光推進地域計画

## 計画作成・実施体制

協議会：山梨県文化観光推進協議会  
 自治体：山梨県  
 中核文化観光拠点施設（設置者）：  
 山梨県立美術館（山梨県）、中村キース・ヘリング美術館（株式会社アルテス）、清春芸術村（公財）清春白樺美術館）、平山郁夫シルクロード美術館（公財）平山郁夫シルクロード美術館  
 文化観光推進事業者：  
 （一社）八ヶ岳ツーリズムマネジメント、（公財）やまなし観光推進機構

## 計画期間

2020年度～2024年度（5年間）

## 目標

- ・外国人来訪者の満足度  
 2019年 28%→2024年 35%（+7%）  
 （峡中エリアの「非常に満足」の割合）
- ・外国人来訪者数  
 2019年 505千人→2024年 580千人（約1.1倍）  
 ※10年後（2029年）には1,010千人（2倍）
- ・外国人宿泊客一人当たり消費額  
 2019年 12,795円→2024年 16,700円（約1.3倍）

## 地域文化観光推進事業

- <1.文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業>
  - ・文化資源の意義を体感できる展示の実現、文化資源のデジタル化、コンテンツ開発による、資源の保存と活用の両立
- <2.文化観光に関する利便の増進>
  - ・鉄道、バス、レンタサイクル等交通機関をシームレスに利用できる状況の実現
- <3.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>
  - ・関係事業者と連携し、文化・自然・食を結ぶ山梨ならではの体感プログラムの実現
- <4.国内外への宣伝>
  - ・域内の文化観光情報を束ねるプラットフォームの整備
- <5.施設又は設備の整備>
  - ・山梨の食文化を体験するための設備等の整備

## 文化クラスター推進事業費（令和2年度・要望ベース）

73,000千円

## 計画区域

### 八ヶ岳観光圏

#### 峡北エリア

<北杜市>

**平山郁夫シルクロード美術館**  
 （シルクロード周辺諸国の美術品等）

**中村キース・ヘリング美術館**  
 （米国人作家キースヘリングの作品等）

**清春芸術村**  
 （近現代の国内外芸術家の作品等）

美術館を基点に  
**「自然」の魅力**を味わえる  
 観光体験創出

八ヶ岳の豊かな自然  
 （国定公園）



ワインや自然食など、県内の「食」文化との連携

**「Well-being」**  
 （健康、共生、幸福）  
 をテーマに  
 文化観光を推進



甲府盆地特有の  
 景観を示す  
 芸術の森公園

<甲府市>

**山梨県立美術館**  
 （ミレー等を中心とした19世紀  
 フランス絵画）

#### 峡中エリア

**中核文化観光拠点施設**  
 （主要な文化資産あり）

**主要な文化資源**  
 （文化財等の種類）

飲食施設  
 販売施設

宿泊施設  
 その他施設

# ⑤ 徳川美術館の文化観光拠点計画

## 計画作成・実施体制

文化観光拠点施設：

徳川美術館(公財) 徳川黎明会 徳川美術館

文化観光推進事業者：

名古屋市観光文化交流局、(公財) 名古屋観光コンベンションビューロー、(株) リクルートライフスタイル

## 計画期間

2020年度～2025年度(6年間)

## 目標

- 外国人来訪者の満足度  
2021年 70%→2025年 90% (約1.3倍)
- 外国人来訪者数  
2018年 5千人程度→2025年 10～15千人程度 (約2～3倍)  
※10年後(2029年)には15～20千人程度 (約3～4倍)
- 日本人来訪者数  
2018年 223千人→2025年 250千人 (約1.1倍)

## 文化観光拠点施設機能強化事業

### <1.文化資源の魅力の増進>

・三の丸尚蔵館所蔵の「源氏物語図屏風」等を借用し、企画展を実施、ナイトミュージアムにおいて特別の鑑賞機会を提供

### <2.文化についての理解促進>

・スマホ等における多言語ガイドの導入、入門者向け解説・ワークシートの開発

### <3.文化観光に関する利便の増進>

・メーグルバスとの連携・割引券発行による、名古屋城から徳川美術館への周遊促進

### <4.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>

・喫茶スペースの拡張・メニュー充実、ショップにおける商品開発

### <5.国内外への宣伝>

・徳川園全体を観光スポットとし、名古屋城等における広報展開

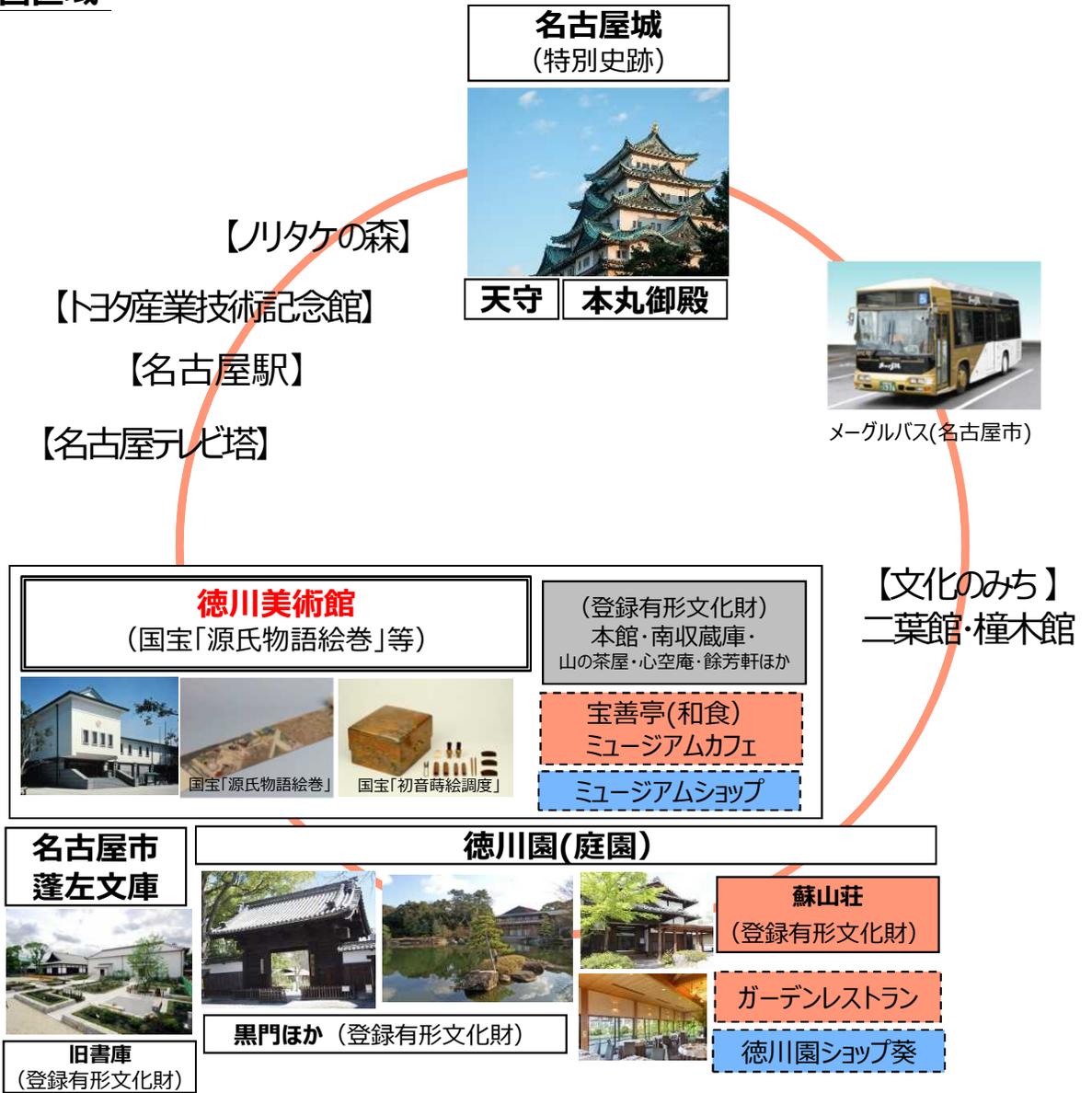
### <6.施設又は設備の整備>

・ナイトミュージアムのライトアップ整備、展示解説の改修

## 文化クラスター推進事業費(令和2年度・要望ベース)

500万円

## 計画区域



**中核文化観光拠点施設**  
(主要な文化資源)

**主要な文化資源**  
(文化財等の種類)

**飲食施設**  
**販売施設**

**宿泊施設**  
**その他施設**

# ⑥特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡を中核とする地域文化観光推進地域計画

## 計画作成・実施体制

協議会：一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会  
 自治体：福井県、福井市  
 中核文化観光拠点施設（設置者）：  
 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館（福井県）（令和4年10月～福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館（仮称））、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡（福井市）  
 文化観光推進事業者：  
 一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会、（公社）福井県観光連盟、福井市

## 計画期間

2020年度～2024年度（5年間）

## 目標

- ・日本人来訪者の満足度  
2019年 35%→2024年 45%（5段階評価の最高値）（+10%）
- ・日本人来訪者数  
2019年 88千人→2024年 200千人（約2.3倍）
- ・外国人来訪者数  
2019年 440人→2024年 1,000人（約2.3倍）  
※10年後（2029年）も1,000人程度を目標（約2.3倍）

## 地域文化観光推進事業

### <1.文化資源の魅力の増進>

・遺跡の魅力を実感できるAR等の制作、時代衣装や出土遺物復元品を活用した体験メニューの充実

### <2.文化観光に関する利便の増進>

・バスの増便やリニューアルなど交通機関の魅力向上、トイレ設置や券売機導入による利便性向上

### <3.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>

・資料館（新博物館）、遺跡、飲食施設、宿泊施設等をセットで楽しめる割引クーポンの発行

### <4.国内外への宣伝>

・専門サイトでのPRや旅行会社への売り込み等によるインバウンド推進

### <5.施設又は設備の整備>

・遺跡内無料Wi-Fiの整備、体験メニュー用の施設改修

## 文化クラスター推進事業費（令和2年度・要望ベース）

1,800万円

## 計画区域

（2022年10月開館）

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館（仮称）  
 （遺跡からの出土遺物等（重要文化財2,343点含む））



<福井市>

## 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館

（遺跡からの出土遺物等（重要文化財2,343点含む））



<福井市>

## 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡

（特別史跡、特別名勝庭園）



周辺の販売施設

周辺の飲食施設

周辺の宿泊施設

J R 福井駅

周辺の飲食施設

周辺の宿泊施設

<福井市>

周辺の文化資源

- ・福井城址
- ・北ノ庄城址
- ・養浩館庭園 等

周辺の販売施設

中核文化観光拠点施設  
 （主要な文化資源）

主要な文化資源  
 （文化財等の種類）

飲食施設  
 販売施設

宿泊施設  
 その他施設

# ⑦いかす・なら地域計画

## 計画作成・実施体制

協議会：いかす・なら地域協議会

自治体：奈良県

中核文化観光拠点施設（設置者）：奈良国立博物館（独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館）、奈良県立美術館（奈良県）、奈良県立民俗博物館（奈良県）、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（奈良県）、奈良県立万葉文化館（奈良県）、なら歴史芸術文化村（奈良県）

文化観光推進事業者：

西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社

## 計画期間

2020年度～2024年度（5年間）

## 目標

・外国人来訪者の満足度

2018年 96.2%→2024年 96.2%

・外国人来訪者数

2018年 2,580千人→2024年 4,500千人（約1.7倍）

※10年後（2029年）には5,600千人（約2.2倍）

・外国人宿泊者数

2019年 461千人→2024年 1,000千人（約2.2倍）

## 地域文化観光推進事業

### <1.文化資源の魅力の増進>

・テーマを設定し、複数の文化施設等が連携した誘客イベントを実施

### <2.文化観光に関する利便の増進>

・拠点施設等の共通入館券等の導入

### <3.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>

・宿泊施設等と連携した特別パッケージツアーの造成

### <4.国内外への宣伝>

・海外の博物館等と連携した文化財等の海外・本邦展覧会等（アジア・欧米）

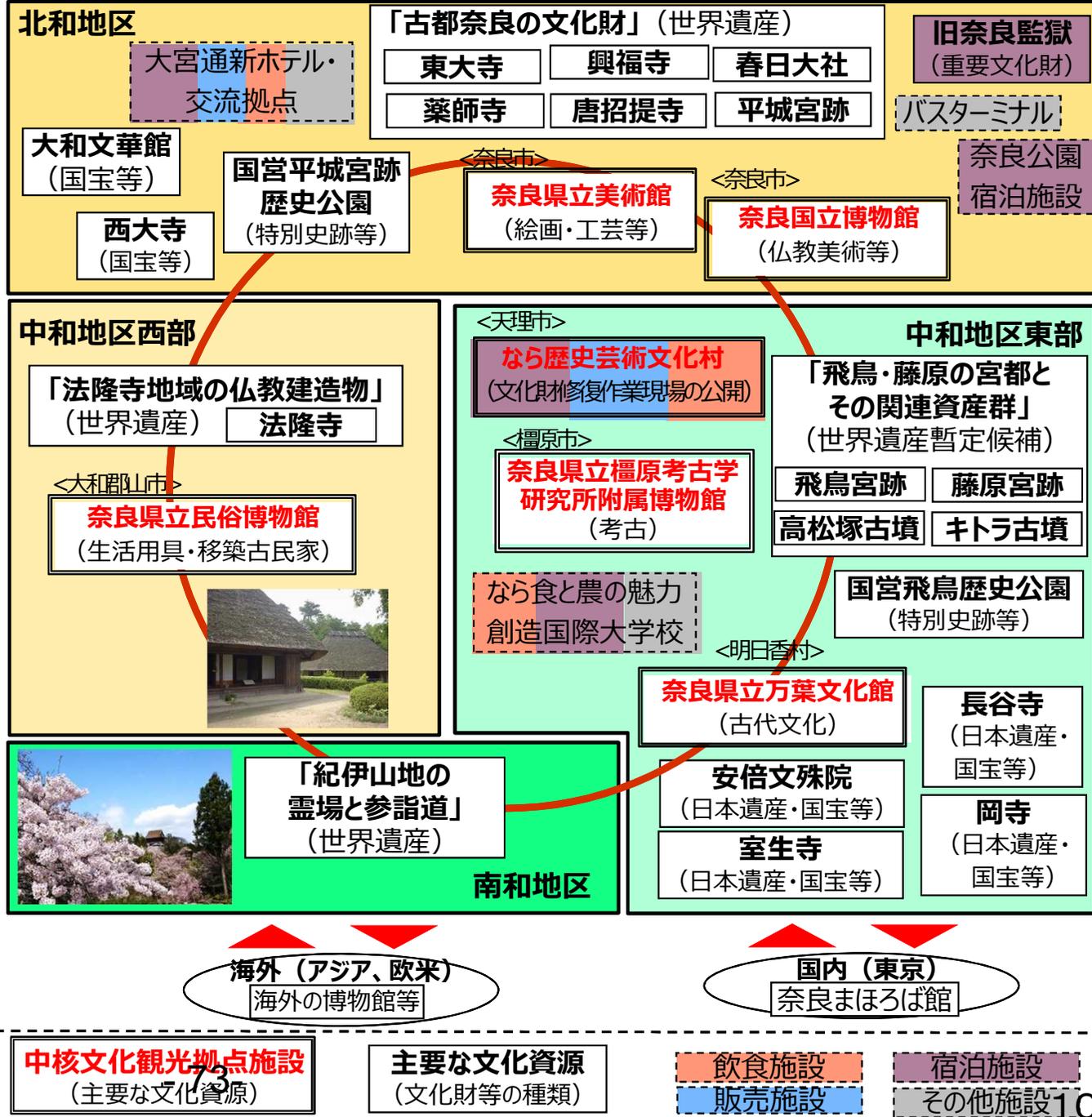
### <5.施設又は設備の整備>

・県内全域の文化観光のゲートウェイの役割を担う複合施設「なら歴史芸術文化村」の整備（文化財保存修復作業の常時公開、伝統工芸品・農産物等の販売、宿泊施設の併設等）

## 文化クラスター推進事業費（令和2年度・要望ベース）

7,300万円

## 計画区域



# ⑧屋根のないミュージアム・堺 地域計画

## 計画作成・実施体制

協議会：堺市文化観光推進協議会  
 自治体：堺市  
 中核文化観光拠点施設（設置者）：  
 堺市博物館（堺市）、さかい利晶の杜（堺市）、堺伝統産業  
 会館（（公財）堺市産業振興センター）  
 文化観光推進事業者：  
 （公社）堺観光コンベンション協会

## 計画期間

2020年度～2024年度（5年間）

## 目標

- 外国人来訪者の満足度  
2019年 76%→2024年 85%（+9%）
- 外国人来訪者数  
2018年 90千人→2024年 180千人（約2倍）  
※10年後（2029年）には270千人（約3倍）
- 再訪希望率  
2018年 49%→2024年 70%（+21%）

## 地域文化観光推進事業

### <1.文化資源の魅力の増進>

・デジタルコンテンツの導入による歴史の再現など展示内容のさらなる充実

### <2.文化観光に関する利便の増進>

・Wi-Fiの整備、路面電車やバスの共通乗車券の活用

### <3.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>

・民間事業者と連携し、刃物、和菓子等の堺の伝統産業のものづくり体験ができるコンテンツを企画

### <4.国内外への宣伝>

・大阪観光局と連携した海外プロモーション、ホームページの多言語化やコンテンツの充実

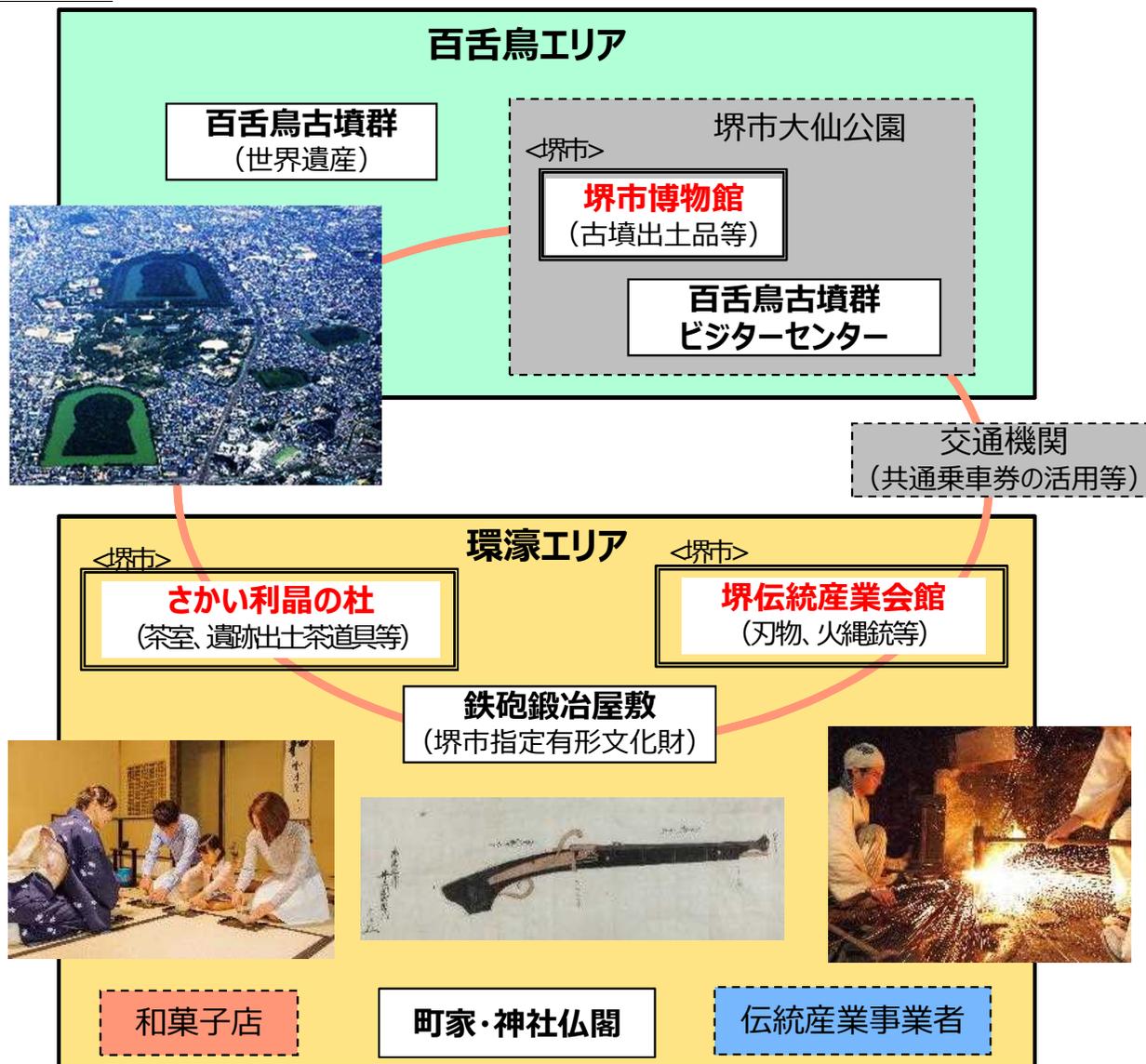
### <5.施設又は設備の整備>

・鉄砲鍛冶屋敷を堺のものづくりの歴史を象徴する施設として整備、古墳群の雄大さを体感できるガス気球の整備

## 文化クラスター推進事業費（令和2年度・要望ベース）

9,300万円

## 計画区域



**中核文化観光拠点施設**  
 （主要な文化資源）

**主要な文化資源**  
 （文化財等の種類）

**飲食施設**  
**販売施設**

**宿泊施設**  
 その他施設

# ⑨大原美術館を中核とした倉敷美観地区の文化・観光推進拠点計画

## 計画作成・実施体制

文化観光拠点施設（設置者）：  
大原美術館（（公財）大原美術館）  
文化観光推進事業者：  
（公社）倉敷観光コンベンションビューロー、倉敷商工会議所、  
語り座 大原本邸

## 計画期間

2020年度～2024年度（5年間）

## 目標

- ・外国人来訪者満足度  
2019年 85%→2024年 95%（+10%）  
※6段階の満足度のうち、レベル4以上の回答割合。
- ・外国人来訪者数  
2019年 13,000人→2024年 15,000千人（約1.15倍）  
※10年後（2029年）には25,000千人（約2.2倍）
- ・観光型宿泊施設宿泊者からの入館者割合  
2019年 5.1%→2024年 8%（+2.9%）
- ・飲食店、土産物店等との連携店数  
2019年 40店→2024年 100店（約2.5倍）

## 文化観光拠点施設機能強化事業

- <1.文化資源の魅力の増進>
  - ・海外富裕層向け特別ツアーの実施のための通訳ガイド養成
- <2.文化についての理解促進>
  - ・「美術講座」「ギャラリーツアー」といった鑑賞支援プログラムの対象を外国人にも拡大。
- <3.文化観光に関する利便の増進>
  - ・館内のWi-Fi整備やバリアフリー化等受入環境の整備
- <4.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>
  - ・観光施設、宿泊施設、旅行業者等と連携し、美術館と周辺の歴史的建造物とを組み合わせたツアー等の商品造成
- <5.国内外への宣伝>
  - ・宿泊施設や観光施設と連携し大都市圏での商談会等に参加
- <6.施設又は設備の整備>
  - ・旧銀行の建物を美術館の新館として改修

## 文化クラスター推進事業費（令和2年度・要望ベース）

1,300万円

## 計画区域



# ⑩阿蘇ジオパークの拠点施設を中核とした文化観光の推進に係る地域計画

## 計画作成・実施体制

協議会：阿蘇ジオパーク推進協議会  
 自治体：阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町  
 中核文化観光拠点施設（設置者）：  
 阿蘇火山博物館（公益財団法人阿蘇火山博物館）  
 文化観光推進事業者：  
 公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター  
 その他構成員：  
 ASO田園空間博物館、阿蘇グリーンストック、熊本大学  
 阿蘇温泉観光旅館協同組合、阿蘇ネイチャーランド 等

## 計画期間

2020年度～2024年度（5年間）

## 目標

- ・外国人来訪者の満足度  
 2019年度 35%→2024年度 45%（大変満足」の割合）（+10%）
- ・外国人来訪者数  
 2019年度 801千人→2024年度 1,674千人（約2.1倍）
- ・外国人宿泊者数  
 2019年度 267千人→2024年度 558千人（約2.1倍）  
 ※10年後（2029年度）には860千人（約3.2倍）
- ・日本人宿泊者数  
 2019年度 681千人→2024年度 1,263千人（1.9倍）

## 地域文化観光推進事業

- <1.文化資源の魅力の増進>  
 ・地域全体を回遊させるストーリーの構築や文化観光推進のための中核人材の確保・育成
- <2.文化観光に関する利便の増進>  
 ・サイクルツーリズムの二次交通利用、ユニバーサルデザイン体制
- <3.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>  
 ・草泊りでの夕食の提供など飲食店等と連携しガストロミーの提供
- <4.国内外への宣伝>  
 ・「阿蘇くじゅう観光圏」を運営する地域連携DMOと連携したマーケティング調査や国内外へのプロモーション活動
- <5.施設又は設備の整備>  
 ・VRドームや双方向型デジタルサイネージなどの設置

## 文化クラスター推進事業費（令和2年度・要望ベース）

3,300万円

## 計画区域

### 阿蘇くじゅう観光圏



**中核文化観光拠点施設**  
 (主要な文化資源)

**主要な文化資源**  
 (文化財等の種類)

**飲食施設**  
**販売施設**

**宿泊施設**  
**その他施設**

## 1.文化資源の魅力の増進

### 文化資源の充実



三の丸尚蔵館等の収蔵品を活用した企画展の開催【(公財)徳川美術館等】



オンライン「コレクションサイト(仮称)」の構築【寺田倉庫(株)等】



現代美術作家と協働した作品制作・設置、アート空間創出、作品のWEB公開等【山梨県等】



社寺等の文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭等【奈良県等】

### 人材育成・確保



文化資源を新たな切り口で案内できる稼げるガイドを育成【阿蘇市等】



アート愛好家向け会員制度「パトナー・ジュ・メンバー」の導入【寺田倉庫(株)等】

## 2.文化についての理解促進

### 分かりやすい解説・紹介



富裕旅行や教育旅行向けの夜間・早朝等の特別解説ツアー等の実施(質の高い飲食や宿泊等と連携)【奈良県等】



鑑賞者(障がい者、認知症、発達障害、地域内外の企業)のニーズに即した鑑賞プログラムの開発・提供(オンライン配信含む)【山梨県等】

### 情報通信技術の活用



スマートフォンによる音声ガイドシステムの構築【寺田倉庫株式会社等】



VR空間の創出と課金システムの構築【(公財)大原美術館等】

### 多言語対応



QRコードを活用した展示解説の多言語化【阿蘇市等】



海外富裕層向けツアーガイドの育成とプログラムの提供【(公財)大原美術館等】

## 3.文化観光に関する利便の増進

### 移動の利便性



案内ガイドが同乗し、博物館と遺跡を回遊するバスの導入【福井県等】



特典付き共通乗車券の発行【堺市等】

### 利用の利便性



富裕層向けナイトミュージアム等の実施【寺田倉庫(株)等】



コンベンション等の開催(ユニークベニューとしての活用)【(公財)大原美術館等】



拠点施設の共通入館券等の導入【奈良県等】



ニューノーマルでの鑑賞環境整備(事前予約やチケットレス化のためのシステム導入等)【(公財)大原美術館等】

## 4.飲食、販売、宿泊等との連携の促進



地域の飲食店や宿泊施設等と連携した特別な料理の開発と特別な場所での提供【阿蘇市等】



博物館、遺跡、飲食施設、宿泊施設等をセットで楽しめる割引クーポンを発行【福井県等】



伝統産業について実際の製造現場等で来訪者がものづくり体験できる体験型観光コンテンツの提供【堺市等】



近接する伝統的建造物群保存地区の空き店舗を活用した起業を支援【横手市等】



土産物として埴輪の製作を体験できる工房を設置【群馬県等】



所蔵作品画像による商品開発【(公財)大原美術館等】

## 5. 国内外への宣伝



海外の博物館等と連携した文化財等の海外展覧会・本邦展覧会の開催等(アジア・欧米)【奈良県等】



JNTOと連携した海外宣伝の実施【群馬県等】



「阿蘇くじゅう観光圏」を運営する地域連携DMOと連携したマーケティング調査や国内外へのプロモーション活動【阿蘇市等】



東京における情報発信拠点「奈良まほろば館」における文化観光に関する魅力の紹介【奈良県等】



交通事業者等と連携した企画きっぷの販売等、誘客キャンペーンの実施【阿蘇市等】



県外類似施設と連携したスタンプラリーの開催【横手市等】

## 6. 施設又は設備の整備



アートミュージアム施設の開館【寺田倉庫(株)等】



地域における歴史的建造物を活用したサテライト施設の開設【(公財)大原美術館等】



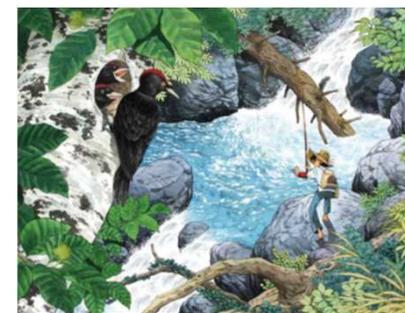
県内全域の文化観光のゲートウェイの役割を担う複合施設「なら歴史芸術文化村」の整備【奈良県等】



アートギャラリーカフェの開設【寺田倉庫(株)等】



町家を活用したミュージアムの開設【堺市等】



美術館所蔵作品に描かれた風景等を体験できるスポットの整備【横手市等】